関係政令の整備等に関する政令案(新旧対照条文)安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う

(新旧対照条文一覧)

フキルギー供給事業者によう名非化石エネルギー原列の制定に関する法律施行令(平成二十二年政令第二百二十二号)(第十三条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令	
2令(昭和五十四年政令第二百六十七号)	
(第一条関係)	
(傍線部分は改正部分)	

ついての政令で定める数値は、次項により算定した数値で千五第二条 法第七条第一項のエネルギーの年度の使用量の合計量に(特定事業者の指定に係るエネルギーの使用量)	第二条(略)(特定事業者の指定に係るエネルギーの使用量)
が使用するものであること。 一 当該電気のみを供給する者から当該電気の供給を受けた者 一 当該電気を発生させた者が自ら使用するものであること。 て、次の各号のいずれかに該当するものをいう。	
を変換して得られる動力を変換して得られる電気に代えて使用2 法第二条第一項の政令で定める電気は、燃料を熱源とする熱	?いて放出する熱とする。?) 第三条第二号に規定する核燃料
	いう。)を除く。)及び原子力基本法(昭和三十年法律第百八設備を介したもの(次条第二項において「集約した地熱等」と暖房、冷房その他の発電以外の用途に利用するための施設又は
	、いました。)、対象のでは、対象のでは、大陽熱のでは、大陽熱のでは、大陽熱のでは、大陽熱のでは、大陽、大陽、大陽、大陽、大陽、大陽、大陽、大陽、大陽、大陽、大陽、大陽、大陽、
という。)第二条第一項の政令で定める熱は、燃料を熱源とす第一条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律(以下「法」	換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」第一条 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転
(定義) 「定義)」 「定義) 「大ネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」	(定義) 等に関する法律施行令 等に関する法律施行令 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換
現 行	改 正 案

2 換して得られる動力を変換して得られる電気を除く。)の量を 電気にあつては、 集約した地熱等にあつてはその熱量を測定できるものに限る。 ギーの年度の使用量は、当該年度において使用した化石燃料及 した量を合算した量 それぞれ経済産業省令で定めるところにより原油の数量に換算 又は非化石燃料を熱源とする熱及び前条に規定する熱を除き、 度において他人から供給された熱以外の熱にあつては化石燃料)非化石燃料の量並びに当該年度において使用した熱 及び電気(当該年度において他人から供給された電気以外の 法第七条第二項の政令で定めるところにより算定するエネル) とする。 化石燃料又は非化石燃料を熱源とする熱を変 (以 下 「原油換算エネルギー使用量」とい (当該年

使用量 種工 ネ デー 管理指定工場等の指定に係るエネルギー 0

第三条 (略)

(エネルギー 管理者の選任基準

第四条

略

百キロリットルとする。

た量を合算した量 れぞれ経済産業省令で定めるところにより原油の数量に換算し びに当該年度において他人から供給された熱及び電気の量をそ ギーの年度の使用量は、当該年度において使用した燃料の量並) とする。 法第七条第二項の政令で定めるところにより算定するエネ (以 下 「原油換算エネルギー使用量」という

使用量) 第一 種エネルギー 管理指定工場等の指定に係るエネルギー \mathcal{O}

第三条 法第十条第一項のエネルギーの年度の使用量についての キロリットルとする。 政令で定める数値は、 原油換算エネルギー使用量の数値で三千

第四条 (エネルギー管理者の選任基準) 法第十一条第一項の政令で定める基準は、

する。 属する工場等(法第三条第一項に規定する工場等をいう。 コークス製造業、 電気供給業、 ガス供給業又は熱供給業に 次のとおりと 以

下同じ。)については、

次の表の上欄に掲げる前年度におけ

第五条 (第一 種指定事業者等の要件) (略)

> げる数のエネルギー管理者をエネルギー管理士免状の交付を 受けている者のうちから選任すること。 る原油換算エネルギー 使用量の区分に応じ、 同表の下欄に掲

入二	十万キロリットル以上
一人	十万キロリットル未満

こと。 分に応じ、同表の下欄に掲げる数のエネルギー管理者をエネ上欄に掲げる前年度における原油換算エネルギー使用量の区前号に規定する工場等以外の工場等については、次の表の ルギー管理士免状の交付を受けている者のうちから選任する

四人	十万キロリットル以上
三人	五万キロリットル以上十万キロリットル未満
二人	二万キロリットル以上五万キロリットル未満
一人	二万キロリットル未満

第五条 おりとする。 五条 法第十一条第一項第一号の政令で定める業種は、(第一種指定事業者等の要件) 次のと

2 条第 法第十一条第一 事務所の用途に供する工場等とする。 項 第 号及び第四十四条第 項第一号、 第 一十三条第 項 第 一号 項第 の政令で定める 号(第三十

使用量 第 種工 ネ ル デー 管理指定工場等の指定に係るエネルギー 0

第六条 略

特定事業者等に対する命令に際し意見を聴く審議会)

査会とする。 五項の審議会等で政令で定めるものは、総合資源エネルギー調 法第十七条第五項、第二十九条第五項及び第四十一条第

2 場等であつて、 者又は認定管理統括事業者に対し主務大臣が法第十七条第五項 の以外のもののみを設置している特定事業者、 する場合におけるこれらの規定の審議会等で政令で定めるもの 第五条第一項各号に定める業種に属する事業の用に供する工 第二十九条第五項又は第四十一条第五項の規定により命令を 前項の 規定にかかわらず、 専ら事務所その他これに類する用途に供するも 次の表の上欄に掲げる大臣ごと 特定連鎖化事業

> 製造業) 物 品 0 加工修理業を含む。

鉱業

電気供給業

ガス供給業

五. 四 熱供給業

2 ものは、 三条第一 法第十一条第一項第一号、 項第一号及び第四十 事務所の用途に供する工場等とする。 第 条第 一十二条第 項 第 号の政令で定める 項 第 第三十

使用量) (第二種 工 ネルギー管理指定工場等の指定に係るエネルギーの

第六条 五百キロリットルとする。 の政令で定める数値は、 法第十三条第一項のエネルギーの年度の使用量について 原油換算エネルギー 使用量の数値で千

(特定事業者等に対する命令に際し意見を聴く審議会)

第七条 査会とする。 五項の審議会等で政令で定めるものは、 法第十七条第五項、 第二十八条第五項及び第三十九条第 総合資源エネルギー 調

2

は、 する場合におけるこれらの規定の審議会等で政令で定めるもの 者又は認定管理統括事業者に対し主務大臣が法第十七条第五項 \mathcal{O} 場等であつて、 以外のもののみを設置している特定事業者、 第五条第一項各号に定める業種に属する事業の用に供する工 第二十八条第五項又は第三十九条第五項の規定により命令を 前項の規定にかかわらず、 専ら事務所その他これに類する用途に供するも 次の表の上欄に掲げる大臣ごと 特定連鎖化事業

にそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(略)	(略)	(略)	略)	略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

、第二十九条第五項又は第四十一条第五項の規定により命令を 者又は認定管理統括事業者に対し主務大臣が法第十七条第五項 するもの又は同項各号に定める業種以外の業種に属する事業の用に供 の以外のもの及び同項各号に定める業種に属する事業の用に供 場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供する工 第五条第一項各号に定める業種に属する事業の用に供する工 3

3

にそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

国土交通大臣	農林水産大臣	厚生労働大臣	財務大臣	経済産業大臣
交通政策審議会	食料・農業・農村政策審議会	薬事・食品衛生審議会	審議会 審議会 審議会 審議会、 特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管 を等審議会、 酒類製造業に属する事業の用に に供する工場等に係る場合にあつては財政制 に供する工場等に係る場合にあつては財政制 に供する工場等に係る場合にあっては財政制 に供する工場等に係る場合にあっては国税 を ではする工場等に係る場合にあっては国税 を ではする工場等に係る場合にあっては国税 を ではする工場等に係る場合にあっては国税 を ではする工場等がたば	総合資源エネルギー調査会

、第二十八条第五項又は第三十九条第五項の規定により命令をするもの又は同項各号に定める業種以外の業種に属する事業の用に供する工場等を設置している特定事業者、特定連鎖化事業の以外のもの及び同項各号に定める業種に属する事業の用に供する工場等を設置している特定事業者に属する事業の用に供いるので、専ら事務所その他これに類する用途に供するも場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供する工業の人工の規模を表現している特定を表現している事業の用に供する工業の人工の規模を表現している。

るとおりとする。 び次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げは、前二項の規定にかかわらず、総合資源エネルギー調査会及する場合におけるこれらの規定の審議会等で政令で定めるもの

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

るとおりとする。 び次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げは、前二項の規定にかかわらず、総合資源エネルギー調査会及 する場合におけるこれらの規定の審議会等で政令で定めるもの

ころにより行うものとする。 第八条 法第五十二条第一項の規定による委託は、(エネルギー管理士免状に関する事務の委託)

次に定めると

第八条

(エネルギー管理士免状に関する事務の委託)

法第五十六条第一項の規定による委託は、

次に定めると

ころにより行うものとする。

(略)

不 委託に係るエネルギー管理士免状に関する事務の内容に

三百両	両であつて貨物の輸送の用に供	物の輸送	 略)	略)	(略)
区分、輸送能 定める輸送能 まかる輸送能 の区分は、 るとおりとし	で定める基準は、当該区分ごとにそれぞれ同表のでで定める基準は、当該区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし懶に掲げるとおりとし、同項の政令で定める輸送能日一条第一項の政令で定める貨物の輸送の区分は、 輸送事業者の指定に係る貨物の輸送の区分、輸送能	(特定貨物輸) (特定貨物輸) (特定貨物輸) (特定貨物輸)	区分ごとにそれぞれ同表の 同項の政令で定める輸送能 問項の政令で定める輸送能 がる貨物の輸送の区分は、	□ 大学で定める基準は、当該ので定める基準は、当該を分ごとにそれぞれ同表欄に掲げるとおりとし、同五条第一項の政令で定欄に掲げるとおりとし、□ 大学で定める基準は、当該を対して	(特定貨物を (特定貨物を がの表の上間 がの表の上間 でであるの上間 でであるの上間 でであるの上間 でであるの上間 でであるの上間 でであるの上間 でである。 でであるの上間 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でい。 でいる。
、三年とお	八十七条第一項の政令で定める期間は、三年とする機関の登録の有効期間)	第九条 法第八	、三年とする	法第九十一条第一項の政令で定める期間は、調査機関の登録の有効期間)	第九条 法第九十
い。第一項第二号	規定による認定の事務を委託することができない。経済産業大臣は、指定試験機関に法第五十一条第一その旨を公示すること。	の規定による その旨を公	ない。不第一項第二号	の規定による認定の事務を委託することができない。経済産業大臣は、指定試験機関に法第五十五条第一	の規定による認定の2 経済産業大臣は、
事務を処理	したときは、経済産業省令で定めるところにより、他経済産業省令で定める事項契約の期間及びその解除に関する事項及び方法に関する事項を以び方法に関する事項を以明する事務を処理す事項	二 る場所及 ニ その他 要託に 三 その他 で を を を を の を の を の の を の の の の の の の の の の の の の			

	_																			
(略)																		(略)		
略)																		(略)		
(略)																		略)		
で以事		一	丵	1.7		1.7	<i>Њ</i> л)	市		<i>(</i>)	動	す	学	<u> </u>	注	収	冶		
以外の自動車事業用自動車	の輸送を製物	車」という。	業用貨物自動	において「事	(以下この項	に供するもの	物の輸送の用)であつて貨	車」という。	「事業用自動	の条において	動車(以下こ	する事業用自	第八項に規定	三号)第二条	法律第百八十	昭和二十六年	道路運送法(
	の輸送を	車」という。	業用貨物自動	において「事	(以下この項	に供するもの	物の輸送の用)であつて貨	°	いう。		_					'		において	するもの
ものを除く。自家用貨物自	の輸送を	車」という。	業用貨物自動	において「事	(以下この項	に供するもの	物の輸送の用)であつて貨	°	いう。		_					'		において「車両当	するものの数(な
ものを除く。)の自家用貨物自動車	の輸送の輸送	車」という。	業用貨物自動	において「事	(以下この項)	に供するもの	物の輸送の用)であつて貨		いう。		_					'		において「車両数」とい	するものの数(第十五条
ものを除く。自家用貨物自	の輸送の輸送	車」という。	業用貨物自動	において「事	(以下この項	に供するもの	物の輸送の用)であつて貨	°	27,7	の条においてして製作した用具であるものを	動車(以下こ 陸上を移動させることを目的と	する事業用自 車 (自動車のうち、けん引して	第八項に規定 に供するものに限り、被けん引	三号)第二条 る一般貨物自動車運送事業の用			道路運送法(事業用貨物自動車(貨物自動車	において「車両数」という。)	するものの数(第十五条第一項

 第	—————————————————————————————————————		
のは、交通政策を (特定荷主の指定 (特定荷主の指定) に輸送させる貨物の年度の に輸送させる貨物の年度の の	(特定貨物輸送等十一条 法第四項及び第一条 法第四項及び第一条 法第四項及び第一条 法第四項及び第一条 は第一条 はの はい	(略)	
「輸送させる貨物(当該荷主以外の者であつて法第百九条第二た貨物の年度の輸送量は、当該年度において貨物輸送事業者(特定荷主の指定に係る貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送。 交通政策審議会とする	のは、ど角女長系義会とよう。 条第四項及び第百四十六条第四項の審議会等で政令で定めるも十一条 法第百八条第四項、第百三十二条第四項、第百三十七) (特定貨物輸送事業者等に対する命令に際し意見を聴く審議会	(略)	
第百九条第二名により算定ろにより算定	令で定めるも、第百三十七	(略)	
—————————————————————————————————————	•		
(特定荷主の指 (特定荷主の指 (特定荷主の指 を)	を項 貨 通及法 物 女び第 輸	物の輸送船舶による貨	輸送 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
物(当該荷主以外の者であつて法第百五条第二号の輸送量は、当該年度において貨物輸送事業者に百九条第一項の政令で定めるところにより算定し指定に係る貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸策審議会とする。	受予後ないよう。 第百四十二条第三項の審議会等で政令で定めるも第百四十二条第三項、第百二十八条第三項、第百三十三百四条第三項、第百二十三百四条第三項、第百二十三百四条第三項、第百二十二名のでは、1000 送事業者等に対する命令に際し意見を聴く審議会	用に供する船舶の合計総トン数第一号の内航運送をする事業の律第百五十一号)第二条第二項内航海運業法(昭和二十七年法	二 三輪以上の軽自動車及び二
百五条第二号 により算定し により算定し	令で定める±	二万トン	

房に掲げるものがその輸送の方法等を実質的に決定しているも 場前十三条第一項の貨物の年度の輸送量についての政令で を実質的に決定した量を合算して得られる量を算定し、 量に当該貨物を輸送させる距離を乗じて得られる量を算定し、 当該貨物でとに算定した量を合算して得られる量を算定し、 法第百十三条第一項の貨物の年度の輸送量についての政令で 2 とする。 2 とする。 2

2

ぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。
で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれ第十三条 法第百十六条第四項及び第百二十条第四項の審議会等(特定荷主等に対する命令に際し意見を聴く審議会)

(路)	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
		•			

法第百九条第一項の貨物の年度の輸送量についての政令で定該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量とする。に当該貨物を輸送させる距離を乗じて得られる量を算定し、当実質的に決定しているものを含む。)ごとに、当該貨物の重量実質的に決定しているものに掲げるものがその輸送の方法等を実質的に決定しているものに掲げるものがその輸送の方法等を実質的に決定しているもの

特定荷主等に対する命令に際し意見を聴く審議会)

める量は、

三千万トンキロとする。

ぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれ第十三条法第百十二条第三項及び第百十六条第三項の審議会等

国土交通大臣	農林水産大臣	厚生労働大臣	財 務 大 臣	経済産業大臣	
大 臣 —	大臣	大臣	р-	大臣	
交通政策審議会	食料・農業・農村政策審議会	薬事・食品衛生審議会	荷主に係る場合にあつては国税審議会に属する事業を行う荷主又は認定管理統括にあつては財政制度等審議会、酒類製造業行う荷主又は認定管理統括荷主に係る場合たばこ製造業又は塩製造業に属する事業をたばこ製造業又は塩製造業に属する事業を	総合資源エネルギー調査会	

力及び基準) (特定旅客輸送事業者の指定に係る旅客の輸送の区分、輸送能

(略) (略) (略)	略)	(略)
(略) (略)	(略)	(略)
L	(鮥)	(略)

力及び基準) (特定旅客輸送事業者の指定に係る旅客の輸送の区分、輸送能

同表の下欄に掲げるとおりとする。
りとし、同項の政令で定める基準は、当該区分ごとにそれぞれ輸送能力は、当該区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める第十四条 法第百二十五条第一項の政令で定める旅客の輸送の区

二百台	に供する自動車の数に供する一般旅客自動車運送事業を除く。)の用自動車運送事業を除く。)の用自動車運送事業(する一般旅客自動車運送事業(送る旅客の輸
三百両	するものの数 するものの数 するものの数 するものの数 は 事業を含む。)の用に供する車 年法律第七十六号)による軌道 年法律第七十六号)による軌道 事業を含む。)の用に供する軌道 事業法第二条第一項に規定	鉄道(軌道を 含む。)によ

 第		
よ同の十び」	略	(略)
(り車両数に換算した数及び前条の表の上欄に掲げる旅客の輸2表の中欄に掲げる輸送能力を国土交通省令で定めるところに合計は、第十条の表の上欄に掲げる貨物の輸送の区分ごとに合計は、第十条の表の上欄に掲げる貨物の輸送の区分ごとに五条 法第百三十四条第一項第二号の政令で定める輸送能力基準)	(略)	(略)
能力の合計及の区分ごとにかるところにあるをところに	(略)	(略)
 第		
(認定管理統括 (認定管理統括	客 船舶 総 送 る 旅	る旅客の輸送 乗合自動車を 乗用自動車(
算した数及び前条の表の上欄に掲げる旅客の輸送系の表の上欄に掲げる貨物の輸送の区分ごとに同条の表の上欄に掲げる貨物の輸送の区分ごとに同済三十条第一項第二号の政令で定める輸送能力の合計及	海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第二条第二項に規定する船舶運航事業(一定の規定する船舶運航事業(一定の規定する船舶運送をするもの(本邦の港と本邦以外の地域の各港間における人の運送をするもの及び特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。) の用に供する船舶の合計総トン数	事業の用に供する自動車の数定する一般乗用旅客自動車運送送路運送法第三条第一号ハに規
能力の合計 る を さ と こ ろ に ろ と こ ろ に ろ に ろ に ろ に ろ に ろ に ろ に ろ に ろ に ろ	二 万 ト ン	三百五十十

定めるところにより車両数に換算した数の合計とする。送の区分ごとに同表の中欄に掲げる輸送能力を国土交通省令で

とする。
2 法第百三十四条第一項第二号の政令で定める基準は、三百両

(特定航空輸送事業者の指定に係る輸送能力及び基準)

に限る。)の最大離陸重量の合計とする。 において発着する貨物又は旅客の輸送の用に供されているもの空運送事業の用に供する航空機(過去一年間に本邦内の各地間空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第十八項の航界十六条 法第百四十三条第一項の政令で定める輸送能力は、航

る。
2 法第百四十三条第一項の政令で定める基準は、九千トンとす

(空気調和設備等)

第十七条 法第百四十七条の政令で定める建築設備は、次のとお

一~四 (略)

りとする。

(特定エネルギー消費機器)

機器は、次のとおりとする。第十八条 法第百四十九条第一項の政令で定めるエネルギー消費

一 乗用自動車(揮発油、軽油又は液化石油ガスを燃料とする

めるところにより車両数に換算した数の合計とする。の区分ごとに同表の中欄に掲げる輸送能力を国土交通省令で定

する。 2 法第百三十条第一項第二号の政令で定める基準は、三百両と

(特定航空輸送事業者の指定に係る輸送能力及び基準)

に限る。)の最大離陸重量の合計とする。 において発着する貨物又は旅客の輸送の用に供されているもの空運送事業の用に供する航空機(過去一年間に本邦内の各地間空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第十八項の航第十六条 法第百三十九条第一項の政令で定める輸送能力は、航

る。
2 法第百三十九条第一項の政令で定める基準は、九千トンと

(空気調和設備等)

りとする。第十七条 法第百四十三条の政令で定める建築設備は、次のとお

一 空気調和設備その他の機械換気設備

二 照明設備

給湯設備

四 昇降機

(特定エネルギー消費機器)

第十八条 法第百四十五条第一項の政令で定めるエネルギー消費

機器は、次のとおりとする。

一乗用自動車(揮発油、軽油又は液化石油ガスを燃料とする

二~二十七 を使用するものを除く。)に限り、二輪のもの(側車付きの もの及び電気を動力源とするもの 土交通省令で定めるものを除く。 略 無限軌道式のものその他経済産業省令、 次条において同じ。) (化石燃料又は非 化 石 玉 料

ものを除く。 限軌道式のものその他経済産業省令、)に限り、二輪のもの(側車付きのものを含む。 及び電気を動力源とするもの 次条において同じ。) (燃料を使用するものを除 国土交通省令で定める 無

水冷式のものその他経済産業省令で定めるものを除く。 のを含み、冷房能力が五十・四キロワットを超えるもの及び エアコンディショナー (暖房の用に供することができるも

型のものその他経済産業省令で定めるものを除く。 照明器具(安定器又は制御装置を有するものに限り、 防

産業用のものその他経済産業省令で定めるものを除く。 テレビジョン受信機 (交流の電路に使用されるものに限り

五. 二番(第二十四号及び第二十五号において「A二判」という 経済産業省令で定めるものを除く。)以上の大きさの用紙に出力することができるものその他 複写機(乾式間接静電式のものに限り、 日本産業規格A列

産業省令で定めるものを除く。) 及び電源装置がいずれも多重化された構造のものその他経 電子計算機(演算処理装置、主記憶装置、 入出力制御装置

済

の他経済産業省令で定めるものを除く。 磁気ディスク装置(記憶容量が一ギガバイト以下のものそ

輪のもの(側車付きのものを含む。)、 他経済産業省令、 貨物自動車(揮発油又は軽油を燃料とするものに限り、二 国土交通省令で定めるものを除く。 無限軌道式のものそ

ビデオテー 産業用のものその他経済産業省令で定めるもの プレコーダー (交流の電路に使用されるものに

するものその他経済産業省令で定めるものを除く。 (冷凍庫と一体のものを含み、 熱電素子を使用

令で定めるものを除く。) 電気冷凍庫(熱電素子を使用するものその他経済産業省

十二 ストーブ(ガス又は灯油を燃料とするものに限り、 式のものその他経済産業省令で定めるものを除く。 開放

十三 ガス調理機器(ガス炊飯器その他経済産業省令で定める ものを除く。)

十四 ガス温水機器 るものを除く。) (貯蔵式湯沸器その他経済産業省令で定め

組み込んだものに限る。) その他経済産業省令で定めるもの-五 石油温水機器(バーナー付風呂釜(ポット式バーナーを 石油温水機器(バーナー付風呂釜(ポット式バー

十六 電気便座(他の給湯設備から温水の供給を受けるも を除く。

十七 自動販売機(飲料を冷蔵又は温蔵して販売するための の他経済産業省令で定めるものを除く。)

業省令で定めるものを除く。) のに限り、専ら船舶において用いるためのものその他経済産

限り、絶縁材料としてガスを使用するものその他経済産業省 以下のものであつて、かつ、交流の電路に使用されるものに一人。変圧器(定格一次電圧が六百ボルトを超え、七千ボルト 令で定めるものを除く。

十九 ジャー炊飯器 (産業用のものその) 一十 電子レンジ(ガスオーブンを有するものその他経済産業 るものを除く。) 他 経済産業省令で定め

省令で定めるものを除く。

一十二 ルーティング機器 末機器をインターネットに接続するために使用するものその ターネット接続サービスを行う者に電話をかけて当該通信端 電話の回線を介してインターネットに接続するに際し、 らインターネットの用に供するものに限り、 断したものに電気通信信号を送信する機能を有するもの に至る経路のうちから、経路の状況等に応じて最も適切と判 あつて、 用されるものに限り、 るものを除く。 ディー・ブイ・ 電気通信信号を送信するに当たり、 産業用のものその他 ディー (電気通信信号を送受信する機器で ・レコー ダ 経済産業省令で定 宛先となる機器 通信端末機器を (交流の 電路に イン 使

他経済産業省令で定めるものを除く。)をいう。)

十四四 に限り、 十五 ものその他経済産業省令で定めるものを除く。)をいう。) 機能に加えて、 信又はスキャンのうち一以上の機能を有する機械及び印刷の 一以上の機能を有する機械 プリンター 複合機(複写の機能に加えて、 A二判以上の大きさの用紙に出力することができる 複写、 (乾式間接静電式の ファクシミリ送信又はスキャンのうち (いずれも乾式間接静電式のも 印刷、 ものに限り、 ファクシミリ送

(略)	ぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。 の上欄に掲げる特定エネルギー消費機器等の区分に応じ、それ 産量又は輸入量(国内向け出荷に係るものに限る。)が次の表第十九条 法第百五十条第一項の政令で定める要件は、年間の生者等に係る生産量又は輸入量の要件)	二十九 (略) 二十九 (略) 二十九 (略) で定めるものを除く。) 二十九 電球(安定器又は制御装置を有するもの及び白熱電球二十九 (略)
略	(器等製造事業) (でで、それる。) が次の表 (でで、それる。) が次の表	の他経済産業省
一 乗用自動車	れぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。	上の大きさの用紙に出力することができるものその他経済産業省令で定めるものを除く。) を用いるものに限り、暖房の用にて使用するものに限る。)を用いるものに限り、暖房の用にて使用することができるものその他経済産業省令で定めるものを除く。) こ十七 交流電動機 (籠形三相誘導電動機に限り、暖房の用に除く。) で定めるものを除く。) で限り、定格電圧が五〇ボルト以下のものその他経済産業省令で定めるものを除く。) のその他経済産業省令で定めるものを除く。) の他経済産業省令で定めるものを除く。)
は、三百五のにあつてのにあつて・乗定員十一	とする。 区分に応じ、そ 区分に応じ、年間の が次の	のその他経済産 り、暖房の用に り、防爆型のも の及び白熱電球 の他経済産業省

二 エアコンディショナー
 三 照明器具
 九 複写機
 九 ビデオテープ
 十 電気流流 調理機器
 十十二 ストーブ
 十一 電気冷凍庫
 十一 電気冷凍庫
 十一 電気冷機
 十一 電気冷機
 十一 電気冷機
 十一 電気冷機
 十一 電気冷機
 十一 電気冷機

ものは、 業者等に対する命令に際し意見を聴く審議会) 者等及び特定熱損失防止建築材料の熱損失防止建築材料製造事 五条第三 十条 (特定エネルギー消費機器等のエネルギー消費機器等製造事業 土交通大臣にあつては交通政策審議会とする。 |項及び第百五十七条第三項の審議会等で政令で定める 経済産業大臣にあつては総合資源エネルギー調査会、 法第百五十条第三項 第百五十二条第三項、 第百五十 第二十条 るものは、 業者等に対する命令に際し意見を聴く審議会) 者等及び特定熱損失防止建築材料の熱損失防止建築材料製造事 十一条第三項及び第百五十三条第三項の審議会等で政令で定め <u>二</u> 十 十九 二十六 二十五 一十三 <u>-</u> + -一十四四 (特定エネルギー 一十九 十七 国土交通大臣にあつては交通政策審議会とする。 ジャー 電子レンジ 法第百四十六条第三項、 複合機 ルー シ 電球 交流電動機 電気温水機器 プリンター スイッチング機器 ディー・ブイ・ 経済産業大臣にあつては総合資源エネルギー 3 炊飯 ティング機器 ケー 消費機器等のエネルギー消費機器等製造事業 ス ディー 第百四十八条第三 ランプにあ 万五千個 つては、二 ・ディー エル・イー 二十万個 千五百台 千五百台 千五百台 項 五百台 五百台 四千台 三千台 六千台 百台 -調査会 第百

(特定熱損失防止建築材料)

築材料は、次のとおりとする。 第二十一条 法第百五十四条第一項の政令で定める熱損失防止建

一(略

く。)

二 サッシ(鉄製のものその他経済産業省令で定めるものを除

三 (略)

に係る生産量又は輸入量の要件)(特定熱損失防止建築材料の熱損失防止建築材料製造事業者等

れぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。の表の上欄に掲げる特定熱損失防止建築材料の区分に応じ、その生産量又は輸入量(国内向け出荷に係るものに限る。)が次二十二条 法第百五十五条第一項の政令で定める要件は、年間

略

略

(特定熱損失防止建築材料)

材料は、次のとおりとする。第二十一条 法第百五十条第一項の政令で定める熱損失防止建築

- フォーム、ガラス繊維(グラスウールを含む。)又はスラグー 断熱材(押出法ポリスチレンフォーム、硬質ポリウレタン
- 材その他経済産業省令で定めるものを除く。)ウール若しくはロックウールを用いたものに限り、真空断熱
- ものを除く。) ニューサッシ (鉄製又は木製のものその他経済産業省令で定める

に係る生産量又は輸入量の要件)(特定熱損失防止建築材料の熱損失防止建築材料製造事業者等

れぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。の表の上欄に掲げる特定熱損失防止建築材料の区分に応じ、その生産量又は輸入量(国内向け出荷に係るものに限る。)が次第二十二条 法第百五十一条第一項の政令で定める要件は、年間

大ートル三 複層ガラス十一万平方二 サッシ九万四千窓メートルメートル

(報告及び立入検査)

ことができる。
、その設置している工場等につき、次の事項に関し報告させるり、工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者に対し第二十三条 経済産業大臣は、法第百六十六条第一項の規定によ

~四 (略)

事項に関し報告させることができる。 管理関係事業者に対し、その設置している工場等につき、次のり、特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者又は第二十四条 経済産業大臣は、法第百六十六条第二項の規定によ

~四 (略

報告及び立入検査)

ことができる。
、その設置している工場等につき、次の事項に関し報告させるり、工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者に対し第二十三条 経済産業大臣は、法第百六十二条第一項の規定によ

当該事業に係る生産数量及び生産能力

一 エネルギーの使用量及び使用見込量

エネルギーを消費する設備の状況

法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方四 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その

行う者の当該約款の内容

させることができる。の関連施設、使用する燃料並びに帳簿その他の関係書類を検査の関連施設、使用する燃料並びに帳簿その他の関係書類を検査職員に、工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備及びそ経済産業大臣は、法第百六十二条第一項の規定により、その

事項に関し報告させることができる。 管理関係事業者に対し、その設置している工場等につき、次のり、特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者又は第二十四条 経済産業大臣は、法第百六十二条第二項の規定によ

任の状況

一 エネルギー管理統括者又はエネルギー管理企画推進者の選

三 エネルギーの使用量

エネルギー

管理者又はエ

ネルギー管理

員の

選任

の状況

四 エネルギーを消費する設備

の状況

非化石燃料並びに帳簿その他の関係書類を検査させることがでギーを消費する設備及びその関連施設、使用する化石燃料及び平を消費する設備及びその関連施設、使用する化石燃料及び工場管理関係事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、経済産業大臣は、法第百六十六条第二項の規定により、その

させることができる。 を除 係事業者又は法第五十条第一項の認定を受けた者 特定事業者、 「特定事業者等」という。)に対し、その設置している工場等 十五 |鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場 特定連鎖化事業者、 特定連鎖化事業者にあつては、 次項におい 主務大臣は、 (次項並びに第三十二条第三項及び第四項において 特定連鎖化事業者、 認定管理統括事業者及び管理関係事業者 て同じ。 法第百六十六条第三項の規定によ)につき、 当該特定連鎖化事業者が行う 認定管理統括事業者、管理関 次の事項に関し報告 (特定事業者 ŋ,

· _ (略

ルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に関する。エネルギーの使用の合理化区関する設備の状況その他エネ

2 を消費する設備及びエネルギー 主務大臣は、 特定事業者等が設置している工場等に立ち入り、 にこれらの 関 法 第百 連 施 設 六十六条第三項の規定により、 使 川する る化石燃料及び非化石燃料並の使用の合理化に関する設備 その職 エネル ギ 員

2

簿その他の関係書類を検査させることができる。 ギーを消費する設備及びその関連施設、使用する燃料並びに帳又は管理関係事業者が設置している工場等に立ち入り、エネル職員に、特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者 経済産業大臣は、法第百六十二条第二項の規定により、その

第二十五条 告させることができる。 場等を含む。 う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工 者を除く。)(次項並びに第三十二条第三項及び第四項におい 係事業者又は法第四十六条第一 特定事業者、 て「特定事業者等」という。)に対し、 (特定連鎖化事業者にあつては、 特定連鎖化事業者、 主務大臣は、 次項において同じ。 特定連鎖化事業者、 認定管理統括事業者及び管理関係事業 法第百六 項の認定を受けた者)につき、 認定管理統括事業者、 + 当該特定連鎖化事業者が行 一条第三 その設置している工場 次の事項に 一項の規定により、 (特定事業 関し 管理関

一 エネルギーを消費する設備の状況

ルギーの使用の合理化に関する事項 エネルギーの使用の合理化に関する設備の状況その他エネ

並 に、 び を消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備 主務大臣 にこれらの関 特定事業者等が設置している工場等に立ち入り、 は、 法第百六 |達施設、 十二条第三 使用、 する燃料 項の規定により、 並 び 帳 簿 その職 エ ネル 他 関 ギ

びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

は旅客の輸送につき、次の事項に関し報告させることができる項において単に「輸送事業者」という。)に対し、その貨物又り、貨物輸送事業者、旅客輸送事業者又は航空輸送事業者(次ポニ十六条 国土交通大臣は、法第百六十六条第六項の規定によっ

~三 (略

貨客輸送事業者を除く。 定旅客輸送事業者、 貨客輸送事業者、 .て「特定貨物輸送事業者等」という。)に対し、その貨物又(客輸送事業者を除く。) 又は特定航空輸送事業者(次項にお 旅客の輸送につき 項の認定を受けた貨客輸送事業者 特定貨物輸送事業者、 国土交通大臣は、 管理関係貨客輸送事業者、 認定管理統括貨客輸送事業者及び管理関係 次の事項に関し報告させることができる 特定旅客輸送事業者、 法第百六十六条第七項の規定によ (特定貨物輸送事業者、 法第百三十八条第 認定管理統括 特

係書類を検査させることができる。

。
 は旅客の輸送につき、次の事項に関し報告させることができる項において単に「輸送事業者」という。)に対し、その貨物又項において単に「輸送事業者」という。)に対し、その貨物又第二十六条 国土交通大臣は、法第百六十二条第六項の規定によ

- 貨物又は旅客の輸送の状況
- 見込み 送能力又は第十六条第一項に規定する輸送能力及びこれら一 第十条の表の中欄若しくは第十四条の表の中欄に掲げる:
- 三 輸送用機械器具の状況

第二十七条 は旅客の輸送につき、次の事項に関し報告させるこいて「特定貨物輸送事業者等」という。)に対し、 貨客輸送事業者を除く。)又は特定航空輸送事業者(次項にお 定旅客輸送事業者、 貨客輸送事業者、 一項の認定を受けた貨客輸送事業者(特定貨物輸送事業者、 特定貨物輸送事業者、 国土交通大臣は、 管理関係貨客輸送事業者、 認定管理統括貨客輸送事業者及び管理関係 特定旅客輸送事業者、 事項に関し報告させることができる 法第百六十二条第七項の規定によ 法第百三 認定管理統括 その貨物又 一十四条第

· 二 (略

転換に関する事項その他エネルギーへの使用の合理化及び非化石エネルギーへの非化石エネルギーへの転換のために必要な措置の実施の状況三 貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化及び三

燃料並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。 送用機械器具及びその関連施設、使用する化石燃料及び非化石 用機械器具の所在する場所又は輸送用機械器具に立ち入り、輸職員に、特定貨物輸送事業者等の事務所その他の事業場、輸送 2 国土交通大臣は、法第百六十六条第七項の規定により、その 2

輸送につき、次の事項に関し報告させることができる。り、荷主に対し、当該荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の二十八条 経済産業大臣は、法第百六十六条第八項の規定によ

| |-----(略)

ことができる。
業者に輸送させる貨物及び帳簿その他の関係書類を検査させる職員に、荷主の事務所その他の事業場に立ち入り、貨物輸送事2 経済産業大臣は、法第百六十六条第八項の規定により、その

条第一項の認定を受けた荷主(特定荷主、認定管理統括荷主及特定荷主、認定管理統括荷主、管理関係荷主又は法第百二十一第二十九条(主務大臣は、法第百六十六条第九項の規定により、

エネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況

一輸送用機械器具の状況

化に関する事項 めに必要な措置の実施の状況その他エネルギーの使用の合理 貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のた

他の関係書類を検査させることができる。
送用機械器具及びその関連施設、使用する燃料並びに帳簿その用機械器具の所在する場所又は輸送用機械器具に立ち入り、輸職員に、特定貨物輸送事業者等の事務所その他の事業場、輸送

輸送につき、次の事項に関し報告させることができる。り、荷主に対し、当該荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の第二十八条 経済産業大臣は、法第百六十二条第八項の規定によ

一 当該貨物の輸送の状況

ことができる。 業者に輸送させる貨物及び帳簿その他の関係書類を検査させる 業者に輸送させる貨物及び帳簿その他の関係書類を検査させる 経済産業大臣は、法第百六十二条第八項の規定により、その二 第十二条第一項に規定する輸送量及びその見込み ニ 第十二条第一項に規定する輸送量及びその見込み

第一項の認定を受けた荷主(特定荷主、認定管理統括荷主及び特定荷主、認定管理統括荷主、管理関係荷主又は法第百十七条第二十九条(主務大臣は、法第百六十二条第九項の規定により、

せる貨物の輸送につき、 という。 管理関係荷主を除く。)に対し、 当該特定荷主等が貨物輸送事業者に行わ 次の事項に関し報告させることができ (以下この条において「特定荷主等

他エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギー 石 に関する事項 エネルギー 当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化及び非化 の転換のために必要な措置の実施の状況その . の 転換

2 事業者に輸送させる貨物及びその関連施設並びに帳簿その 係書類を検査させることができる。 主務大臣は、 特定荷主等の事務所その他の事業場に立ち入り、 法第百六十六条第九項の規定により、 **薄その他の** 貨物輸送 その職 員

2

をいう。 ることができる。 条第十項の規定により、 る特定エネルギー 国土交通大臣。 (特定エネルギー消費機器等の製造又は輸入の事業を行う者 次項において同じ。)に対し、その製造又は輸入に係 経済産業大臣 以下この条において同じ。)は、法第百六十六 消費機器等につき、 (自動 特定エネルギー消費機器等製造事業者 車にあつては、 次の事項に関し報告させ 経済産業大臣及び

略

2 経 済産業大臣 は 法第百 六十 六条第十項の規定により、 その

2

る貨物の輸送につき、 という。)に対し、当該特定荷主等が貨物輸送事業者に行わせ 管理関係荷主を除く。 次の事項に関し報告させることができる)(以下この条において「特定荷主等」

0 輸送に係るエネルギーの使用の状況 当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用 量その他当該貨

関する事項 必要な措置の実施の状況その他エネルギー 当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用 の使用の \mathcal{O} 合理 化の 合理化に ため

関係書類を検査させることができる。 事業者に輸送させる貨物及びその関連施設並びに帳簿その に、 主務大臣は、 特定荷主等の事務所その他の事業場に立ち入り、 法第百六十二条第九項の規定により、 貨物輸送 その 職 他 送 \mathcal{O}

第三十条 ることができる。 る特定エネルギー をいう。 条第十項の規定により、特定エネルギー消費機器等製造事業者 玉 [土交通大臣。以下この条において同じ。) (特定エネルギー消費機器等の製造又は輸入の事業を行う者 次項において同じ。)に対し、その製造又は輸入に係 経済産業大臣 消費機器等につき、 (自動車にあつては、 次の事項に関し報告させ は、 経済産業大臣及び 法第百六十二

生産数量又は輸入数量及び国内向け出

経 エ 済 エネルギー消費効率又は寄与率に関する表示の状況 ネルギー消費効率又は寄与率及びその向 産業大臣 は 法第百六 十 一条第十項 の規定 により、 その

上に関する事

項

設備、 が 寄与率の測 又は倉庫に立ち入り、 員 消 できる。 費機器等、 当該特定エ 特定 定のための設備及び関係帳簿書類を検査させるこ エ 当該特定 ネ ネルギー ル ギー 一消費機器等のエネルギー消費効率又とエネルギー消費機器等の製造のためのその製造又は輸入に係る特定エネルギー 消費機器等製造事業者等の事務 族 工

3 熱損失防止建築材料製造事業者等 材料につき、 経済産業大臣は、 に対し、 加工又は輸入の事業を行う者をいう。 その製造 次の事項に関し 法 第百六 加工又は輸入に係る特定熱損失防 十六 報告させることができる。 条第十 (特定熱損失防止建築材料 -項の規定により、 次項において同 特 止 建 U \mathcal{O} 定

3

一~三 (略)

4

又は倉庫に立ち入り、 測定の ため 経済産業大臣 止建築材料、 の設備、 ための設備及び関係帳簿書類を検査させることが 特定熱損失防止建築材料製造事業者等の事務所、 当該特定熱損失防止建築材料の熱損失防止 は、 当該特定熱損失防止建築材料の製造又は加工 法第百 その製造、 六十六条第十項の規定により、 加工又は輸入に係る特定熱損 性能 工場 でき その

手数米)

らない手数料の 三十一条 法第百· 額 は +次 七条第 0 表 0 項の لح おりとする。 規定により 納 \Diamond なけ れ ば な

> 職員に、 設備、 とができる。 場又は倉庫に立ち入り、 は寄与率の測 消費機器等、 当該特定エネルギー消費機器等のエネルギー 特定エ 定のための設備及び関係帳簿書類を検査させるこ 当該特定エネルギー消費機器等の製造のための ネ ル その製造又は輸入に係る特定エネル 消 :費機器等製造事業者等 \dot{O} 消費効率又 事 ギ

製造、 。)に対し、その製造、 築材料につき、 熱損失防止建築材料製造事業者等 経済産業大臣は、 加工又は輸入の事業を行う者をいう。 次の事項に関し報告させることが 1第百六 加工又は輸入に係る特定熱損失防止 十二 条第十項 (特定熱損失防 \mathcal{O} 次項に 規定によ できる。 正 おいて同 建築材料 より、 \mathcal{O} 定

生産数量又は輸入数量及び国内向け出荷数量

項

三 熱損失防止性能に関する表示の状況 一 熱損失防止性能及びその向上に関する事

4 職員に、 る。 失防止建築材料、 又は倉庫に立ち入り、 測 ための設備、 経済産業大臣 定のための 特定熱損失防止建築材料製造事業者等の 当該特定熱損失防止建築材料 設備及び関係帳簿書類を検査させることが は、 当該特定熱損失防止建築材料の製造又は加工 法第百六十二条第十 その製造、 加工又は輸入に係る特定熱損 項の この熱損 規定により、 事務所、 失防止性能 工場 そ

(手数料)

第三十一条 5 ない手数料 法第百六 0 額 は、 十三 次の 一条第 表の とおりとする。 項の規定により 納 8 な け れ ば な

	する者		する者
一万七千百円	機関が行うものを除く。)を受けようと八 法第三十一条第二項の講習(指定講習する者	一万七千百円	機関が行うものを除く。)を受けようと八 法第三十三条第二項の講習(指定講習する者
一万七千百円	機関が行うものを除く。)を受けようと七 法第二十五条第二項の講習(指定講習する者	一万七千百円	機関が行うものを除く。)を受けようと七 法第二十六条第二項の講習(指定講習する者
一万七千百円	機関が行うものを除く。)を受けようと六 法第二十三条第二項の講習(指定講習る者	一万七千百円	機関が行うものを除く。)を受けようと六 法第二十四条第二項の講習(指定講習する者
一万七千百円	関が行うものを除く。)を受けようとす五 法第二十条第二項の講習(指定講習機	一万七千百円	機関が行うものを除く。)を受けようと五 法第二十一条第二項の講習(指定講習
一万七千百円	関が行うものを除く。)を受けようとす四 法第十四条第二項の講習(指定講習機		
一万七千百円	関が行うものを除く。) を受けようとす三 法第十二条第二項の講習(指定講習機		
一万七千百円	が行うものを除く。) を受けようとする二 法第九条第二項の講習(指定講習機関とする者		
一万七千百円	習機関が行うものを除く。) を受けよう一 法第九条第一項第一号の講習(指定講	(略)	一~四(略)
金額	納めなければならない者	金額	納めなければならない者

	b	項)	第	成	す	0		報	よる認定を受けようとする者電	十四 法第五十五条第一項第二号の規定に 四		十三(略)	とする者	習機関が行うものを除く。)を受けよう	十二 法第四十七条第二項の講習(指定講)	とする者	習機関が行うものを除く。)を受けよう	十一 法第四十五条第二項の講習(指定講)	する者	機関が行うものを除く。)を受けようと	十 法第三十八条第二項の講習(指定講習 一	する者	機関が行うものを除く。)を受けようと	九 法第三十六条第二項の講習(指定講習 一
する電子情報	り同項に規定	項の規定によ	第六条第一	第百五十一号	成十四年法律	する法律(平	の推進等に関	活用した行政	報通信技術を	電子申請(情	四千八百円(略)			万七千百円			万七千百円			一万七千百円			万七千百円
										よる認定を受けようとする者	十四 法第五十一条第一項第二号の規定に	する者	十三 エネルギー管理士試験を受けようと	とする者	習機関が行うものを除く。)を受けよう	十二 法第四十四条第二項の講習(指定講	とする者	習機関が行うものを除く。)を受けよう	十一 法第四十二条第二項の講習(指定講	する者	機関が行うものを除く。)を受けようと	十 法第三十六条第二項の講習(指定講習	する者	機関が行うものを除く。)を受けようと	九 法第三十四条第二項の講習(指定講習

第二十三条第二項、第二十四条第三項、第二十五条第一項から第三項、第二十一条第三項、第十二条第一項から第四項まで、第二十条第三項、第九条第三項、第十九条第一項から第四項まで、第二十条第第三項、第九条第三項、第十条第一項から第三項まで、第十一条第三項、第十二条第一項及び第三項から第六項まで、第八条第三項、第十二条第一項及び第三項がら第六項まで、第八条第二項、第十二条第一項及び第三項がら第六項まで、第八条第二項、第二十三条第二項、第二項、第二項、第二項、第二項、第二項、第二項、第二項、第二項、第二項、		十六(略)	十五(略)				
一十四条第三項、第二十五条第一項から現、第二十二条第一項から第三項まで、第二十条第二項、第十条第一項から第三項まで、第十十条第一項及び第三項から第六項まで、第十一項及び第三項から第六項まで、第八条		(略)	略	九百五十円)	っては、三年	情をいう。 川して行う申	処理組織を使
二十二条第二項、第二十三条第三項、第二十四条第一項から第三項、第二十二条第一項、第二項、第十二条第三項、第十三条第一項から第四項まで、第十四条第三項、第十二条第三項、第十三条第一項から第三項まで、第十二条 法第七条第一項及び第三項から第六項まで、第十一條限の委任)	けようとする者	十六 エネルギー管理士免状の再交付を受	十五。エネルキー管理士免状の交付を受け				
(第三項、第二十四条第一項から第二項から第四項まで、第十九条第一項から第三項まで、第十九条第一項から第三項まで、第十一条第一項から第三項まで、第十一条第一項から第六項まで、第八条	四百円)四百円)円(電子申請	二千二百五十 一百五十円)	る場合にあつ 電子申請によ	九百五十円)	っては、三千よる場合にあ	清をハう。 別して行う申	処理組織を使

法第五 三条第 第四 地を管轄する経済産業局長に、法第五十条第一項及び第四項たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長又は工場等の所 らの措置に係るものに限る。 主連携省エネルギー措置を行う荷主のそれぞれの主たる事務所(連携省エネルギー措置を行う工場等を設置している者又は荷 に第百六十六条第 する場合を含む。 産業大臣の権限は、 一条第 場等を設置して 条第 する経済産業局長に、 おいて同 項 第三項まで、 第 一の経済産業局の管轄区域内のみに存する場合におけるこれ 条第 項及び から第三 項まで、 経済 三十二 第 + 項から第三項までの規定に基づく経済産業大臣の権限 項から 産業大臣が法第三十 項から第五項まで、 二条第二)第四項、 ľ 項及び第 項及び第四項 条第四項において準用する場合を含む。 項 一項まで、 及び 第 第四項 項から第四項 第三十 項 第四 以下この項において同じ。 いる者又は荷主の主たる事務所の所在地 項、 第五十 工場等を設置している者若しくは荷主の 第 項 第四 くまで、 条第一 五. 項 五条第二 第三十三条 十 一 等を設置している者若しくは荷主の主第二項及び第八項の規定に基づく経済 それぞれ委任されるものとする。 並 0 の項において同じ。)並びに第百二十(法第百二十二条第四項において準用 規 び +条第 条第 べまで、 定に基づく権限並びに法第五 以下この項において同じ。)は、 第百十七 兀 第三十 項 一条第 二項、 第百 条第 第 第四 第三十六条第三項 項 項 凣 条第 (条第) 項 干 + 項及び第二項並 から第三項まで、 項 から第三項まで、 +一条第 七 条第 第三十四条第 第 項 項及び第 条第三項 兀 +第四 項 項 Ξ. 以下この いから第一 条第1 及び び 二項 十三条第 第百二 第百二 第百十 第三十 第二 ただ 十条 第百 を管 項 並 項 三項 項 在 び 項 カン

及び第一 含む。 業局長 第四 及び るものに限る。 業局の管轄区域内のみに存する場合におけるこれらの ルギー措置を行う荷主のそれぞれの主たる事務所が一の経ルギー措置を行う工場等を設置している者又は荷主連携省 5 所の所在地を管轄する経済産業局長又は工場等の所在地を管轄 の権限は、 項から第五項まで、 三条第一項から第四項まで、 ら第三項 第 三項まで、 几 大臣が法 している者又は荷主の主たる事務所の所在地 する経済産業局長に、 十二条第一 第三十条第三項、 て同じ。)、 一項及び第四項(法第百十八条第四項にお 十七条第四項において準用する場合を含む。 第三項までの規定に基づく経済産業大臣 項 項 項、 くまで、 第 几 二項 以下この から第四項まで、 くまで、 項 第 第二十九条第 項、 そ 应 並 の規定に基づく権限並 工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務 第三十三条第二 第 十七七 れぞれ委任されるも 第四十七条第 び 第四 以下この項において同じ。)は、 第二項及び第八項の規定に基づく経済産業大臣 項において同じ。 + 第百 条第 第三 五. 第百十三 + 条 | 法第四十六条第一 第 条第 第三十六条第三 項 項 条第一 項、 条第 から 及び第一 項、 条第 第四 項から第三項まで、 第三 第三十 項 項、 項 びに法第四 のとする。 + 一項まで、 項 項及び -四条第1 並びに第百十八条第 第四 カコ ら第 第 並 四条第三項、 九 びに 項、 条第 項及び第四項 + 士 第二 \mathcal{O} いて準用する場合 以下この 条第 ただし、 権限 項 第百十七 を管轄する経 項 第四 第百十二 一条第 ま 項 項 工場等を設置 条第 第百. 反び で 第百十七条第 並 干 (連携 がに \hat{O} 項 条第 第三 措置に の項にお 項から 規定 一条第 第 経済 九 (法第四 第百 省 項 条第 第四 済産 及び 産業 項 項 済 五. 工 工 項 項 ネ ネ カン 産

条第 第百 おいて同じ。)並びに第百三十九条第一項から第三項までの規百三十九条第四項において準用する場合を含む。以下この項に 第百 されるものとする。 る事務に係る権限については、 に掲げる事 業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長 下この項に る事務所が一の地方運輸局 置を行う貨物輸送事業者又は旅客輸送事業者のそれぞれの主た 定に基づく国土交通大臣の権限 ける当該貨客輸送連携省エネルギー 交通大臣の るものを除く。 るものを除く。 省設 項 で 百六十六条第七項の規定に基づく権限 第百四 の規定に基づく国土交通大臣の権限 -九条第 置法 項 应 条第 + 規定に基づく権 から 条、 務及び同号に掲げる事務に係る同項第十九号に掲げ おいて同じ。 権限並びに法第百三十八条第一項及び第四項 条第 (平成十 第三 権限、 項 第 (から第三 項から第三項までの規定に基づく権限 百三 第百二十八条並びに第百六十六条第六項及び第 を自ら行うことを妨げない 項まで及び第百四十一条の規定に基づく国土 項、 ただし、 十五条 法第百 法第百三 一年法律第百号) 第四条第一項第八十六号 第百三十二条第 限) は、 項 を自ら行うことを妨げ で まで ネルギー措置に係るものに限る。以の管轄区域内のみに存する場合にお 五. 条 国土交通大臣が法第百 第百三十六条第 -八条第 貨物輸送事業者又は旅 運輸監理部長を含む。 (貨客輸送連携省エネルギー措 第百 第百六条、 一項 一十九条、 項から第三項まで (航空輸送事業者に係 (航空輸 及び第四 第百七条第一 項 な 第百三十条、 送事業者に係 三十四 第百三十七 項)に委任 並び 客輸 並 **国** び (法 第 に法 に 条 の 土交 送事 項、 第

2

権限を自ら行うことを妨

な

3

五.

条第

項

及び第

項

第十六条第

項

第

3

1第六条、

第十五条第

項、

第十六条第

項、

第十

Ł

条第

2 七項の規定に基づく権限(航空輸送事)項から第三項までの規定に基づく権限を限い、法第百三十四条第一項及び第四項が いて同じ。 び第二 する。 もの 権限については、 及び同号に掲げる事務に係る同項第十九号に掲げる事務に係る 平成十一年法律第百号)第四条第一項第八十六号に掲げる事務 事務所の所在地を管轄する地方運輸局長 輸送連携省エネルギー の地方運輸局の管轄区域内のみに存する場合における当該貨客 輸送事業者又は旅客輸送事業者のそれぞれの主たる事務所が 四項において準用する場合を含む。 限並びに法第百三十四条第 百四 項 土交通大臣の権限 第百三 並びに第百三十五条第一 十七条第 の規定に基づく国土交通大臣の権限 を自ら行うことを妨げない。 法第百 条第 を除く。 ただし、 項並びに第百三十七条の規定に基づく国土交 + 条、) は、 項及び 条 項、 第百二十四 国土交通大臣が法第百三十条 貨物輸送事業者又は旅客輸送事業者の 法第百 運輸監理部長を含む。 第 第百三十二条第一 第百二十 (貨客輸送連携省エネルギー措置を行う貨物 項 措置に係るものに限る。 一条並びに第百 項から第三項までの規定に基づく国 第百二 条、 一項及び第四項 条第 第百二 十五五 送事業者に係るもの 以下この項において同じ。 項 項 及び 条、 条 六十二 並 並)に委任されるものと (航空輸送事業者に係る び び (国土交通省設置法 百三 第 に第百三 第 第 (法第百三十五条第 百二 法第百六 の規定に基づく 百 項、 第六 以下この 十三条第 条第 第百三 十五 通大臣の 項 及び 条 を除く。 主たる 項に 項 十条 第七 項 第 及 第 百

- 31 -

び第二項、 権限は、 びに第百六十六条第三項及び第九項の規定に基づく主務大臣の く権限を自ら行うことを妨げない。 十七条第 第八 第四十 欄に掲げる地方支分部局の長に委任されるものとする。 十七条第三項、 主務大臣が法第 第三十条、 第百十六条第一 十四条第三 項、 次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同 条第 第二十八条第一項、 項から第四項まで、 第百二十条第 第三十九条第一項及び第二項、 項 項から第四項まで、 第百 百 項から第三 六十 第 十二条、 項から第三項まで、 六条第三項及び第九項の規定に基づ 十五条第三項、 一項まで、 第二十九条第 第十八条、 第百十四条、 第四十二 第百十八 第八十六条第三項 第二十七条第一 条、 項から第四 第百二十四条並 第百十五条第 第四十条第 条、 第五十三条 第百十九 ただ 表の 項 項 一項 ま 及

(略) (略) 地方支分部局の長		
地方支分部局の長	(略)	主務大臣の権限
	(略)	地方支分部局の長

部局の長に委任されるものとする。 項及び第九項の規定に基づく主務大臣の権限は、 三条第三 項から第四 を妨げない。 六十二条第三項及び第九項の規定に基づく権限を自ら行うこと に掲げる主務大臣の権限ごとに、 条第一項、 十六条第一項及び第二項、 一条第一 一十八条第一項から第四 十条第三 項及び 項 項、 第三十九条第一項から第四項まで、 項まで、 第百八条、 第二項、 第八 十 第二 一条第三項、 第百十条、 項まで、 十六条第 第百十四条、 第百二十条並びに第百六十二 同表の下欄に掲げる地方支分 第三十七条第 ただし、 第百十 項、 第八十二条第三 第百十五条第 第二十七条第 条第 主務大臣が法第百 第四十九条、 項、 次の表の上欄 項、 項 項、 第三十八 一条第三 第百十 項、 第八十 第百

主務大臣の権限	地方支分部局の長
財務大臣の権限	事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設 で主たる事務所の所在地を管轄する財務支局長。以下この項において同 で轄区域内にある場合にあつては、福 問財務支局長。以下この項において同 じ。)若しくは国税局長又は特定事業 者等が設置している工場等(特定連鎖 化事業者にあつては、当該所在地が福岡財務支局の 化事業者にあつては、当該所在地が福岡財務支局の
	置している当該連鎖化事業に係る工場

(略)	(略)	(略)	略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
	III. dat			
国土交通大臣の権	限経済産業大臣の権	限機林水産大臣の権	限写生労働大臣の権	
工場等を設置している者若しくは荷主	工場等を設置している者若しくは荷主でいる工場等の所在地を管轄する経済の主たる事務所の所在地を管轄する経済を業局長又は特定事業者等が設置している工場等を設置している者若しくは荷主	工場等を設置している者若しくは荷主工場等を設置している者若しくは北海道農政事務所の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長若しくは北海道農政事務所の主たる事務所の所在地を管轄する地の主たる事務所の所在地を管轄する地の主たる事務所の所在地を管轄する地の主には、	工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄方厚生局長(当該所在地が四国厚生支局の管轄区域内にある場合にあつてはが設置している工場等の所在地を管轄する地方厚生局長(当該所の所を地を管轄する地方原生局長)	は国税局長)の所在地を管轄する財務局長若しく等を含む。以下この表において同じ。

二十八条第一項から第四項まで、第三十七条第一項、第三十八項から第四項まで、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第法第六条、第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一	二十八条第一項から第四項まで、4 法第六条、第十元	び第二項、第二十八条第一項、第二十九条第一項から第四項ま十七条第一項から第四項まで、第十八条、第二十七条第一項及4 法第六条、第十五条第一項及び第二項、第十六条第一項、第
世限 工場等を設置している者若しくは荷主 地方環境事務所長又は特定事業者等が設 地方環境事務所の所在地を管轄する地 地方環境事務所の所在地を管轄する地	環境大臣の権	(略) (略)
の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長、地方運輸局長(国土交通省設置法第四条第一項第十五号、第八十二号、第八十六号に同項第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。以下この項において同じ。)若しくは地方航空局長又は特定事業者等が設置している工場等の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長若しくは地方航空局長	限	

条第 鎖化事業の の権限は、 規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。 特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連 項において同じ。 所の所在地を管轄する財務局長 びに第百六十六条第三項及び第九項の規定に基づく金融庁長官 第八十七条第三項、 管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。 第八十四条第三項、 第四十 第百十六条第 第二 項 <u></u>の 一十条、 一条第 工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務 加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等 第百二十条第 所在地を管轄する財務局長に委任されるものとす 金融庁長官が法第百六十六条第三 第三十九条第一)又は特定事業者等が設置している工場等 項から第四項まで、 項から第三項まで、 第百十二条、 第八十五条第三項、第八十六条第三項 項から第三項まで、 項 (当該所在地が福岡財務支局 第百十四条、 反び 第四十二条、 第 第百十八条、 項 一項及び第九項の 第百十五条第 第四 第百二十四条並 第五十三条 以下この 第百十九 · 条 第 0 項

財務局長 つては、 は特定事業者等が設置している工場等 にあつては、 置している者若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄する 項及び第九項の規定に基づく金融庁長官の権限は、工場等を設 条第 官が法第百六十二条第三項及び第九項の規定に基づく 管轄する財務局長に委任されるものとする。 置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。)の 三条第三項、 十六条第一項及び第二項 一条第一 行うことを妨げない。 十条第三 項、 項及び第二項、 当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の (当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合 項、 第三十 福岡財務支局長。 第百八条、 第八 九条第一 十一条第三項、 第百十条、 第百十四条、 項から第 第百二十条並びに第百六 以下この項において同じ。 第百十一 第八十二条第三 几 第百十五条第 項 (特定連鎖化事業者にあ ま 7 条第 第四 項、 項、 加盟者が 十二条第三 金融庁長 項、 所在地を 九 権限を自 第百十 第八十 条) 又 第 設 百 第

年政令第二百二十二号)(第二条関係) 〇エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成二十一

(略) (略)	第二条(略)(製造に準ずる行為)	、石油ガス、可燃性天然ガス製品及びコークスとする。一項第三号の政令で定めるものは、揮発油、灯油、軽油、重油甲及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(第一条 エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利(燃料製品)	施行令及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用	改正案
ークス 一 揮発油、灯油 第三者に委託して製造すること又は 一 揮発油、灯油 第三者に委託して製造すること又は	げるとおりとする。 上欄に掲げる燃料製品の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲第二条 法第二条第一項第三号の政令で定める行為は、次の表の(製造に準ずる行為)	及びコークスとする。 「舞発油、灯油、軽油、重油、石油ガス、可燃性天然ガス製品下「法」という。)第二条第一項第三号の政令で定めるものは下「法」という。)第二条第一項第三号の政令で定めるものは「燃料製品)	行令 「行令」 「おんだ」の有効な利用の促進に関する法律施工ネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及	現行

(略) (略 ス製品 可燃性天然ガ

第三者に委託して製造すること。

、原油等から製造される燃料

第三条 アとする。 法第 条第二項のその他政令で定めるものは、 アンモニ

2 発油、 ガスとする。 可燃性天然ガス製品、 又は石炭から製造される燃料であって政令で定めるものは、 法第二条第二項に規定する原 灯油、 軽油、 重油、 コー -クス、 石油アスファルト、石油コークス、 油 コ] 石油ガス、 ・ルタール及びコークス炉 可燃性天然ガス 揮

(再生可能エネルギー 源

第四条

(略)

(原油等から製造される燃料)

第三条 (新設)

品 とする。 重油、 石油ガス 法第二条第二項の政令で定めるものは、 コークス、 石油アスファルト、 可燃性天然ガス又は石炭に由来するものに限る。 コールター ル 石油コーク コー クス炉ガス及び水素 ス、 揮発油、 ガス及び水素 可燃性天然ガス製 灯油、 軽油

第四条 る。 法第二条第三項の政令で定めるものは、

(再生可能エネルギー

源

太陽光

兀 地 水 風 熱 力 力

六 五 太陽熱 大気中の熱その

七 のを除く。 他の自然界に存する熱 (前二号に掲げるも

源として利用することができるもの する化石燃料を除く。)をいう。) バイオマス (動植物に由来する有機物であってエネルギー (法第二条第二項に規定

次のとおりとす

第五条 (略)

(特定エネルギー 供給事業者が行う事業

(特定エネルギー供給事業者が行う事業)

第五条 る。 法第二条第七項の政令で定める事業は、 次のとおりとす

- 送配電事業又は同項第十二号に規定する特定送配電事業 第二号に規定する小売電気事業、 電気事業法 (昭和三十九年法律第百七十号) 同項第八号に規定する 第二条第 項 般
- に限る。)をいい、 導管事業であって、 給するもの に規定するガス小売事業又は同条第五項に規定する一般ガス 一項第三号に規定する製造(可燃性天然ガス製品に係るもの ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第二項 第七条第二号及び第八条第二号において同じ。)をして供 可燃性天然ガス製品の製造(法第二条第 第三者から受託して製造することを除く
- 条第三号及び第八条第三号において同じ。)をして供給する すること及び第三者から受託して輸入することを除く。第七 発油に係るものに限る。)をいい、 揮発油の製造 (法第二条第一項第三号に規定する製造 第三者から受託して製造

特定燃料製品供給事業者が行う事業

第六条 法第二条第八項の政令で定める事業は、 次のとおりとす

可 |燃性天然ガス(液化したものに限る。第十条第一号及び第 ガス事業法第二条第十一項に規定するガス事業であって、 条第 号において同じ。)を原料として可燃性天然ガス

(特定燃料製品供給事業者が行う事業)

第六条 る。 法第二条第八項の政令で定める事業は、 次のとおりとす

可 **'燃性天然ガス(液化したものに限る。** 条第一号において同じ。 ガス事業法第二条第十一項に規定するガス事業であって、 を原料として可燃性天然ガス製 第九条第一号及び第

製品の製造をして供給するもの

(供給する電気等の供給量の要件)

第七条 (略)

品の製造をして供給するもの

二号において「揮発油等」という。)の製造をして供給する二 揮発油、灯油、軽油又は重油(第九条第二号及び第十条第

(供給する電気等の供給量の要件)

第七条 法第七条第一項の政令で定める要件は、次のとおりとす

- 給する可燃性天然ガス製品の供給量が九百億メガジュール以業を行うものにあっては、前事業年度におけるその製造し供のを除く。)の供給量が五億キロワット時以上であること。のを除く。)の供給量が五億キロワット時以上であること。気事業者をいう。次条第一号において同じ。)に供給したも気事業者(法第二条第一項第一号に規定する電業を行うものにあっては、前事業年度におけるその供給する特定エネルギー供給事業者のうち第五条第一号に掲げる事

上であること。

(供給する電気等の供給量の算定方法)

第八条

(略

(供給する電気等の供給量の算定方法)

る燃料製品の供給量は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞ条第一項の前事業年度における供給する電気又は製造し供給す第八条 法第七条第二項の政令で定めるところにより算定する同

(使用する化石エネルギー原料の数量の算定方法) ((使用する化石エネルギー原料の数量の要件) (使用する化石エネルギー原料の数量の要件は、次のとおりと 第九条 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	する電気の供給量を二で除して得た量以上であることとする。 の者から調達する電気の量が当該前事業年度におけるその供給第九条 法第十条の政令で定める要件は、前事業年度における他 (他の者から調達する電気の量の要件)	\equiv \equiv $-\lambda$
(使用する化石エネルギー原料の数量の算定方法)	(使用する化石エネルギー原料の数量の要件) という。)の数量が三百万キロリットル以上であること。 大条 法第十一条第一項の政令で定める要件は、次のとおりと 大九条 法第十一条第一項の政令で定める要件は、次のとおりと 大九条 法第十一条第一項の政令で定める要件は、次のとおりと は、前事業年度におけるその使用する可 燃性天然ガスの数量が百二十万トン以上であること。 を行うものにあっては、前事業年度におけるその使用する可 燃性天然ガスの数量が百二十万トン以上であること。 という。)の数量が三百万キロリットル以上であること。	(新設)	三 揮発油 当該前事業年度における製造し供給する揮発油の当該前事業年度における側造し供給する可燃性天然ガス製品 当該前事業年度における製造し供給品量を減じた量

に定める数量とする。料の数量は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号料の数量は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号る同条第一項の前事業年度における使用する化石エネルギー原界十一条 法第十三条第二項の政令で定めるところにより算定す

· 二 (略)

(報告及び立入検査)

とができる。 定エネルギー供給事業者に対し、次の事項に関し報告させるこ界十二条 経済産業大臣は、法第十七条第一項の規定により、特

一 (略)

- 措置に係るもの、 法に関する事項その他のエネルギー て利用した化石燃料)状況、 非化石エ 再生可能エネルギー ネルギー エネルギー 0 源の利用量又は電気のエネルギー 量であって法第二条第四項に規定する 源の利用に係る費用の負担の方 源の環境適合利用に関する設備 源 の環境適合利用に関 -源とし
- ち入り、電気の供給又は燃料製品の製造及び供給に関する設備に、特定エネルギー供給事業者の事務所、工場又は事業場に立2 経済産業大臣は、法第十七条第一項の規定により、その職員

定める数量とする。
の数量は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号にの数量は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に同条第一項の前事業年度における使用する化石エネルギー原料第十条 法第十一条第二項の政令で定めるところにより算定する

- 製品の製造に使用する可燃性天然ガスの数量可燃性天然ガス」当該前事業年度における可燃性天然ガス
- り原油の数量に換算した数量を合算した数量る原油等の数量をそれぞれ経済産業省令で定めるところによ一 原油等 当該前事業年度における揮発油等の製造に使用す

(報告及び立入検査)

とができる。
定エネルギー供給事業者に対し、次の事項に関し報告させるこ第十一条 経済産業大臣は、法第十五条第一項の規定により、特

規定する製造をいう。次項において同じ。)及び供給に関す一 電気の供給又は燃料製品の製造(法第二条第一項第三号に

る事項

- 利用に関する事項用の負担の方法に関する事項その他の非化石エネルギー源のに関する設備の状況、再生可能エネルギー源の利用に係る費ニ 非化石エネルギー源の利用量、非化石エネルギー源の利用
- ち入り、電気の供給又は燃料製品の製造及び供給に関する設備に、特定エネルギー供給事業者の事務所、工場又は事業場に立2 経済産業大臣は、法第十五条第一項の規定により、その職員

ができる。 並びにこれらの関連施設並びに関係帳簿書類を検査させること

ができる。 定燃料製品供給事業者に対し、次の事項に関し報告させること 経済産業大臣は、法第十七条第一項の規定により、 特

一·二 (略)

2 連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。 入り、燃料製品の製造及び供給に関する設備並びにこれらの関 に、特定燃料製品供給事業者の事務所、工場又は事業場に立ち 経済産業大臣は、法第十七条第一項の規定により、その職員

> 並びにこれらの関連施設並びに関係帳簿書類を検査させること ができる。

第十二条 経済産業大臣は、 定燃料製品供給事業者に対し、 法第十五条第一項の規定により、 次の事項に関し報告させること 特

ができる。 一•二 (略)

2 連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。 入り、燃料製品の製造及び供給に関する設備並びにこれらの関 に、特定燃料製品供給事業者の事務所、工場又は事業場に立ち 経済産業大臣は、法第十五条第一項の規定により、その職員

|--|--|

○鉱業法第六条の二の鉱物を定める政令(平成二十三年政令第四百十三号)(第三条関係)

(報告の徴収) 第四十五条 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略) 一・二 (略) 一・二 (略) 一・二 (略) 三 法第二十八条の三第一項 用の自家用電気工作物にお 電若しくは放電による電気	2 (借入金及び広域的) 第四条 法第二十八条 育億円とする。 第二十一条 推進機関 第二十一条 推進機関 第二十一条 推進機関 より機関債の発行の認 が産業大臣に提出し 一〜五 (略)	
電若しくは放電による電気の供給に関する事項 電若しくは放電による電気の供給に係る発電用若しくは蓄電 法第百六条第六項の規定により経済産業大臣が自家用電気工法第百六条第六項の規定により経済産業大臣が自家用電気工法第二十八条のとおりとする。	略) 略) 略) 略) 略) 略) (略) (略) (格) (格) (格) (格) (A) (A) (A) (A) (A) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B	改正案
(報告の徴収) (報告の徴収) (報告の徴収)	2 (略) (借入金及び広域的運営推進機関債の発行の限度額) (借入金及び広域的運営推進機関債の発行の限度額) (機関債の発行の認可を受けようとするときは、機関債の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 (略) (略)	現行

○電気事業法施行令

(昭和四十年政令第二百六号)

(第四条関係)

兀 略)

4

5 (略)

権限の委任)

第四 2 一十六条 (略

の権限を行うことを妨げない。 法第百十四条第二項に規定する権限は、 委員会が行うものとする。 経済産業大臣が自らそ 次に掲げるものを除

五十七の規定に関するものを除く。) 法第二十八条の十四第一項、 四十 法第百六条第八項及び第百七条第六項の規定による権限 一十八条の五十三第一項及び第六項並びに第二十八条の 一第三項、 第二十八条の四十六第一項から第三項まで 第二十八条の十五、第二十八条

3 とする。 第九号及び第二十八号から第四十号までに掲げる権限につい 下欄に定める経済産業局長又は産業保安監督部長が行うもの 次の表の上欄に掲げる経済産業大臣の権限は、 経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。 ただし、 同表第一号、 第四号から第六号まで、第八号 それぞれ 同 表

3

略 略

十七条の二十九において準用 第三項及び第四項並びに法第 項 局長 所を管轄する経済産業 電気工作 物 の設置 \mathcal{O}

+

十七条の二十七

第

る法第二条の七第二項

兀 略)

4 (略)

権限の委任

第四十六条

(略

2

き、 権限を行うことを妨げない。 法第百十四条第二項に規定する権限は、 委員会が行うものとする。 ただし、 経済産業大臣が自らそ 次に掲げるものを除

五十六の規定に関するものを除く。 法第二十八条の十四第一項、 の四十一第三項、 第二十八条の五十二第一項及び第六項並びに第二十八条の 法第百六条第八項及び第百七条第六項の規定による権限 第二十八条の四十六第一項から第三項まで 第二十八条の十五、 第二十八条

ては、 とする。ただし、同表第一号、 の下欄に定める経済産業局長又は産業保安監督部長が行うもの 第九号及び第二十八号から第四十号までに掲げる権限につい 次の表の上欄に掲げる経済産業大臣の権限は、 経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。 第四号から第六号まで、 それぞれ 同

略 の二十九において準用する法第 及び第三項並びに法第二十七条 一条の七第二項、 法 第二十七条の二十七第一項 第二十七条の 局長 所を管轄する経済産業電気工作物の設置の場 略 設置の

(略)	(略)	(略)	(略)
局長局長の設置の場所を管轄する経済産業	内のみにある場合に限る。) 物が一の経済産業局の管轄区域 を発電用の自家用電気工作 基づく権限(同条第一項の接続	局長 局長 電気工作物の設置の場	Rる。) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(略)	(略)	(略)	(略)
	第二十七条の二十五の規定に基づく権限であつて、発電事業者の言気工作物が一の経済産業局の電気工作物が一の経済産業局の電気工作物が一の経済産業局の電気工作物が一の経済産業局の電気工作物が一の経済産業局ので轄区域内のみにあるものに関するものに関するものに関するものに関するものに関するものに関するものに関するものに関するものに関するもの		の三及び第二十七条の二十五の の三及び第二十七条の二十五の 規定に基づく権限であつて、発



4



○商品先物取引法施行令(
(昭和二十五年政令第二百八十号)
(第五条関係)

六~三十二 (略)	一〜五 (略) こうちょう (略) こうちょう (略) おとする。 お第二条第一項第二号の政令で定める鉱物は、次に掲げる物第一条 (略) (商品の指定)	改正案
七~三十三(略)六(希土類金属鉱)	一〜五 (略) ことする。 お第二条第一項第二号の政令で定める鉱物は、次に掲げる物第一条 (略) (商品の指定)	現行

○首 都 圏 0 近 郊整備 地 帯及び 都市 開 発区域の 整備に関する法律施行令 (昭和三十四年政令第二百四十号) (第六条関係 (傍線部

分は改正

部分)

第 る不 九 る工 市 雇い入れられる者を除く。 備 れ を当該 0 地 ついては、 備に係る工場用の建 器具及び備品の取得 を含む。 0) 指定の日からその該当しないこととなる日までの期間) 内に当該都市開発区域に該当しないこととなる場合には 地 開 市 工業生産設備 場 を 発 及 動 建 又は増設した者に 機械及び 開 方 甮 税の Ű 産 物にした場合に限 敷地とする当該 区 発区域の指 取 法第三十三 得時 装置若しくは当該新設し、 取 域 事業の用に供したことに伴つて増加する雇用者) で、 \hat{O} 建 不 指定の 装置、 に現に存し その 税又は当該新設し 均 これを構成する建物及びその附属設備、 取得 条 課 定の日から起算して五年 (ガスの製造又は発電若しくは蓄電 日以後に取得したものに限り、 船 の 二 税に伴う措 工場用 、はその の日 っい 価額 舶 改 物若しくはその敷地である土地 る。 た建物の全部若しくは に規定する政令で定める場合は の翌日 航空機、 て、 の合計額が十億円を超え、 の数が五十人を超えるものを新 以下同じ。 の建 敷地である土地に対して課する固 正 当該新設し、若しくは増設した 置 物の 若しくは増設 から起算して一年内に、 (D) 若しくは増設 車両及び運搬具並 適 案 開の 建設に着手し、 の取得に対して課す ある場合 (当該区域が当該 した設備に係る 部 した設備に係 を当該 カゝ カュ 又は当該 に係る設 、 つ、 びに工具 (当該都 っつ、こ 日 当該 土地 内に 構築 工場 当 当 設 Z 期 該 第 九 その 場用 品の 装置、 税又は当 た場合に限 指定の日以後に取得したものに限り、 該指定の日からその該当しないこととなる日までの期間) 間内に当 都 若しくは当該新設し、 に現に存した建 する当該 した者につい る者を除く。 \mathcal{O} の |若しくはその敷地である土地 用に供したことに伴つて増加する雇用者 条 地 市 これを構成する建物及びその附属設備、 取得 工業生産設備 取得の日の翌日 の建物若しくはその敷地である土地 開 方 船舶、 発区域の指定の日から起算して五年 工場用 該 該 価 第三十三条 \mathcal{O} 新設 る。 額の合計 都市開発区域に該当しないこととなる場合には、 不 航空機、 て、 均 の数が五十人を超えるものを新 物の の建 以下同じ。 当該新設し、 課 (ガスの製造又は発電に係る設備を含む。 若しくは増設した設備に係る機 物の のニ 税に 全部若しくは一 から起算して一年内に、 額が十億円を超え、 現 若しくは増設 車両及び運搬具並びに工具、 伴う 建設に着手 規定する政令で定める場合は、 措 0) 取得に 若しくは増設した設備に係る工 に対 置 \mathcal{O} 部 Ĺ 適 した設備に係る工 行 カュ を当該 て課 対して課 用 , こ, カュ 又は当該 \mathcal{O} (当該 する つ、これを当該事業 あ (日々雇い 当該土地を敷地と土地については、 (当該区域が当 工 る 構築物、 いする不 都市 設し、 固 場 出地に 定 甮 合 器具及び備 資 械 \mathcal{O} 開 又は増売 入れら 発区 麄 場 岌 動 建 機械及び 甮 物 取 75 産

設れ

内に

当

期

軍和得

にし

装置

0

建

0

得

時

域

二十四~三十四(略)。)又は管理に係る行為	及び発電事業の用に供する蓄電用の電気工作物の設置を除く気事業の用に供する電気工作物の設置(発電用の電気工作物二十三(電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)による電	一~二十二 (略)	(公益生が特に高いと認められる事業の実施に系る行為))・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
二十四~三十四 (略)	気工作物の設置を除く。) 又は管理に係る行為気事業の用に供する電気工作物の設置 (発電の用に供する電二十三 電気事業法 (昭和三十九年法律第百七十号) による電	一~二十二 (略)	(公益生が特に高いと認められる事業の実施に系る行為) 現 行

○首都圈近郊緑地保全法施行令(昭和四十二年政令第十三号)(第七条関係)

○近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令(昭和四十三年政令第九号)
(第七条関係)
(傍線部分は改正部分)

二十四~三十四 (略) 。)又は管理に係る行為	及び発電事業の用に供する蓄電用の電気工作物の設置を除く気事業の用に供する電気工作物の設置(発電用の電気工作物二十三(電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)による電	一~二十二 (略) る行為とする。	第六条 法第八条第四項第六号の政令で定める行為は、次に掲げ(公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為)	改正案
二十四~三十四 (略)	気工作物の設置を除く。)又は管理に係る行為気事業の用に供する電気工作物の設置(発電の用に供する電二十三 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)による電	一~二十二 (略) る行為とする。	第六条 法第八条第四項第六号の政令で定める行為は、次に掲げ(公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為)	現行

○風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令(昭和四十四年政令第三百十七号)(第八条関係)

(行為の制限) 第三条 (略) 2 (略) 2 (略) 3 次に掲げる行為及びこれらに類する行為で都市の風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして条例で定めるものについては、第一項の許可を受け、又は前項の規定による協 のについては、第一項の許可を受け、又は前項の規定による協 のについては、第一項の許可を受け、又は前項の規定による協 のについては、第一項の許可を受け、又は前項の規定による協 のについては、第一項の許可を受け、又は前項の規定による協 のとする。 一 (略) 二 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う 通信業務、認定電気通信事業(電気通信事業法(昭和五十九 年法律第百三十二号)第二条第二号に規定する基幹放送をいう 。)の用に供する線路若しくは空中線系(その支持物を含む 。)、水道若しくは下水道、電気事業(電気事業法(昭和二十五年 信事業をいう。)若しくは下水道、電気事業(での支持物を含む のとする。 ・) 、水道若しくは下水道、電気事業(での支持物を含む のとする。 ・) 、水道若しくは下水道、電気事業(での支持物を含む のとする。 ・) 、水道若しくは下水道、電気事業(配気事業法(昭和三十五年 は事業をいう。)の用に供する電気工作物又はガス工作物の 気事業をいう。)の用に供する電気工作物又はガス工作物の	改正案
(行為の制限) (行為の制度) (現行

れがあると認めて条例で定めるものを除く。)係るものその他都市の風致の維持に著しい支障を及ぼすおそ

(伝統的建造物群保存地区内における現状変更の規制の基準) 第四条 (略) 2~5 (略) 2~6 (略) 2~7 (略) 2~7 (略) 2~8 (2)第二項の規定による許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しないものとする。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市町村の教育委員会にその旨を通知しなければならないものとする。一(略) 二 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業(電気通信事業法(昭和二十九年法律第百二十二十分)第二条第二号に規定する基幹放送をいう。)若しくは有線テレビジョン放送(有線電気通信設備を用いて行われる同条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。)若しくは有線テレビジョン放送(有線電気通信設備を用いて行われる同条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。) で法律第百七十号)第二条第二項第十六号に規定する認定電気通年法律第百七十号)第二条第二項第十六号に規定する認定電気通年法律第百七十号)第二条第二項第十六号に規定する認定電気通年法律第三十九年法律第三十六号に規定する記念を表示。)の用に供する電気工作物又はガス工作物の設置業をいう。)の用に供する電気工作物又はガス工作物の設置業をいう。)の用に供する電気工作物又はガス工作物の設置業をいう。)の用に供する電気工作物又はガス工作物の設置業をいう。)の用に供する電気事業(電気事業法(昭和三十九年法律第一項第十六号に規定する電気事業という。)を記述されている。)を記述されている。)のの用に供する電気事業と同じないるのとする。)のの用に供する電気事業法(昭和三十九年法律第一位の表示といる。)のの用に供する電気事業法(昭和三十九年法律第一位の表示といる。)のの用に供するでは、1000円に対するでは、10000円に対するでは、1000円に対するでは、1000円に対するでは、1000円に対するでは、1000円に対するでは、1000円に対するでは、1000円に対するでは、1000円に対するでは、1000円に対するでは、1000円に対するでは、1000円に対するでは	改正案
(伝統的建造物群保存地区内における現状変更の規制の基準) 第四条 (略) 2~5 (略) 2~6 次に掲げる行為及びこれらに類する行為で保存地区の保存に活いて、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市町村のて、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市町村の大き、副信業務、認定電気通信事業(電気通信事業法(昭和五十九連信業務、認定電気通信事業(電気通信事業法(昭和五十九連信業務、認定電気通信事業(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第二号に規定する基幹放送をいう。)若しくは有線テレビジョン放送をいう。)若しくは有線ではでかる。 の用に供する線路若しくは空中線系(その支持物を含む。)の用に供する線路若しくは空中線系(その支持物を含む。)が、水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の関置又は管理に係る行為(自動車専用道路以外の道路、駅、設置又は管理に係る行為(自動車専用道路以外の道路、駅、設置又は管理に係る行為(自動車専用道路以外の道路、駅、設置又は管理に係る行為(自動車専用道路以外の道路、駅、設置又は管理に係る行為(自動車専用道路以外の道路、駅、設置又は管理に係る行為(自動車専用道路以外の道路、駅、設置又は管理に係る行為(自動車専用道路以外の道路、駅、設置とは対象を表している。)	現行

<o></o>	い支障を及ぼすおそれがあると認めて条例で定めるものを除	気工作物の新設に係るものその他当該保存地区の保存に著し	四号に規定する発電事業をいう。)の用に供する蓄電用の電	場、車庫並びに発電用の電気工作物及び発電事業(同項第十
				があると認めて条例で定めるものを除く。)

○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百六十四号) (第九条関係)

(略)	=	(略)	別表第三(
(略)	管理者 ででき公害防止 でで、きの三の での一欄に掲げ で選生施	(略)	第十条、第十一条	改
(略)	次に掲げる者で主務省令で定めるところにより経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う講習の課程を修了したもの一 (略) 「本ネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーの東法律第四十九号)第五十五条第一項の規定によるエネルギー管理士免状の交付を受けている者	(略)	別表第三(第十条、第十一条の二、第十三条関係)	正 案
m/z	三	m/z	別表第三(第十条	
(略)		略)	(河) (海	
(略)	管理者 で、き公害防止 で、き公害防止 がて選任	(略)	`	現
(略)	次に掲げる者で主務省令で定めるところにより経済産業大臣の登録を受けた者がび環境大臣の登録を受けた者がび環境大臣の登録を受けた者がに場ずる法律(昭和五十四年法律第四十九号)第五十一年法律第四十九号)第五十一年法律第四十九号)第五十一年法律第四十九号)第五十一年法律第四十九号)第五十一年法律第四十九号)第五十一年法律第四十九号)第五十一年法律第四十九号)第五十一年法律第四十九号)第五十一年法律第四十九号)第五十一年法律第四十九号)第五十一年法律第四十九号)第五十二十四十十十四十十十四十十十四十十十四十十十四十十十四十十十四十十四十十四十十	(略)	第十一条の二、第十三条関係)	行

係

現

行

改

正

案

る時と 匹 に使用を開 設備を除 おける電気の需要設備 定により電力量を計量 日 るところにより計 鼠備及び る 算 源 あ 開 般送配電事業者等の発電所、 3 時 \mathcal{O} ため 電機 開 ま 発 発促 ては、 促進 法第七 ている場 で 過 送 でする時 蓄電 0 略 配 間に 税 始した当該需要設 進 電事業者等が自ら 税 けら 「該需要設備に 当該需要設備に 料燃 条第 用 \mathcal{O} 計算の とする。 答にあつては、 において前 使用した電気に \mathcal{O} \mathcal{O} 計 設備 焼設 れ 量した電力量は た電 算 項第二号に掲 気備その 基礎となる電力量を最初に計 の基礎となる電力量を次項の規定により 並 (発電用 する日をいう。)から 力量計により びにこれらの おいて使用した電気に係る前月 口 おいて最初に電気の使用を開 備 0 他 使用した電気の 当該毎 営業所、 こつき、 当 に 計 0 のボイラー、 |該電 おいて使用 量日における計量 発電のために直接使用される げる電力量 毎月の計 以下同じ。 当該 力量 計量した電力量とする。 月の計量日に 設備の運転に直接必要な 事務所その他 電気の電力量を 一の計 原子炉、 とし 電力量 量日 した電気に係る電 算期間 しに て政令で定 $\widetilde{\mathcal{Z}}_{\mathcal{O}}$ 一の時 おける計 量する場合 ター の終了の の場所に お (新 た い項 分の 始す \mathcal{O} ビン 計 て、 規 8 量 量 第 2 電気に 備にお 要設備に にお 应 ては、 前回 おける電 般送配 発電 か 条 1 \mathcal{O} 般 計 機 法 送 略

基礎となる電力量を次項の規定により計: 礎となる電 設備及び当該 定により電 るところにより計 ら当該 て使用 つき、 いて最 にお により計 T該電力量の計算期間の 第七条第 量 気 電事業者等の 配 いて使用 1年月 力量 百に の需要設備 力量を計量する日をいう。 電 設備の 料 L 初 事業者等が自ら 該電 を最 の計量日における計 に電 た電気に係る前月分の おける計 燃焼設備その 量した電力量とする 量した電力量 した電 気の 気の 初に計量する場合にあ 運転に直接必要な設備を除 項 発電所、 第二号に掲げる電 (発電用のボイラー、 量の 電力量を計 使 用を開始する時 気に係る電源 時 使用 他の発電のために直接 終了 営業所、 は、 (新たに使用を開始 した電 毎月の 量 量 \mathcal{O} 電源 以 するため \mathcal{O} 日 下同 事務所その 時 \mathcal{O} 算している場合にあ 開 力 気 って ま 経 開 発 計 量 \mathcal{O} 原子炉、 ľ とし で 過 発 促 量 は、 12 \mathcal{O} す 促 進 日 力 設けら て政 間 Ź 進 当 税 $\widehat{z}_{\mathcal{O}}$ は使用され 税の 当該 他の 時とする。 該 0 Ĺ 啄需要設: 計算の た当該で に 使用 令で・ タ お 湯所に におい 計算 需要 ĺ れ 項 した Ė て、 n \mathcal{O} 定 設 基 需 7 る 規 \mathcal{O}

50

改正

案

第五 掲げる者にあっては、 である者に限る。)とする 者」という。)は、 場合を含む。 特 定排出 法第二十六条第一 以下同じ。 次に掲げる者 常時使用する従業員の数が二十一人以上)の政令で定める者 項 (同条第二項の規定により適用する (第十号から第十六号までに (以下「特定排出

換等に関する法律施行令 業者である場合にあっては、 る原油換算エネルギー 項に規定する連鎖化事業に係る事業所として設置しているも 以 下 を含む。 事業所 千五百キ 事業所を設置している者であって、 、エネル 「省エネルギー令」という。)第二条第二項に規定す (その者が法第二十六条第二項に規定する連鎖 ギーの使用の合理化及び非化石エネルギー 口 次条において同じ。 リット ル以上であるもの 使用量をいう。 (昭和五十四年政令第二百六十七号 その同項に規定する加盟者 の原油換算エネルギー その設置している全て 以下同じ。)の合計 · の 使用 L が 同 化事 量 転

定する特定貨物輸送事業者 エネル に関する法律 おいて「省エネルギー法」 ギ の使用の合理化及び非化石 (昭和五十四年法律第四十: という。 第百五条第二項に規 工 ·九号。 ネルギー 以 下この条 へ の 転換

四 省エネルギー法第百十七条第二項に規定する認定管理統括三 省エネルギー法第百十三条第二項に規定する特定荷主

現

行

定排

出

者

である者に限る。)とする。 掲げる者にあっては、常時使用する従業員の数が二十一人以上者」という。)は、次に掲げる者(第十号から第十六号までに場合を含む。以下同じ。)の政令で定める者(以下「特定排出第五条 法第二十六条第一項(同条第二項の規定により適用する

るもの いう。 う。)第二条第二項に規定する原油換算エネルギー 五十四年政令第二百六十七号。 量 \mathcal{O} 項に規定する連鎖化事業に係る事業所として設置し 業者である場合にあっては、その同項に規定する加盟者が の事業所 を含む。 事業所を設置している者であって、 (エネルギーの使用の合理化等に関する法律 以下同じ。)の (その者が法第二十六条第二項に規定する連 次条において同じ。 合計量が千五百キロリット 以下「省エネルギー の原油な その設置してい 換算エネルギー L施行令 ル以上であ 令 使用量を ているも 、 る 全 とい (昭和 -使用 %化事 同

法律第四 、 う。) エネル 第百一条第二項に規定する特定貨物輸送事業者 ギ 九号。 1 \mathcal{O} 使用の 以下この条において 合理 化等に関 する法律 「省エネル 昭 ギー 和 五. 十四四 法 لح 年

四 省エネルギー法第百十三条第二項に規定する認定管理統括三 省エネルギー法第百九条第二項に規定する特定荷主

量をいう。同号において同じ。)が三千万トンキロ以上であ二条第一項で定めるところにより算定した貨物の年度の輸送第一項に規定する貨物輸送事業者をいう。次号において同じ第一項に規定する貨物輸送事業者(省エネルギー法第百三条う。)であって、貨物輸送事業者(省エネルギー法第百三条荷主(第八条第四項において単に「認定管理統括荷主」とい

送量が三千万トンキロ以上であるもの。)であって、貨物輸送事業者に輸送させる貨物の年度の輸係荷主(第八条第七項において単に「管理関係荷主」という五 省エネルギー法第百十七条第二項第二号に規定する管理関

う。次号において同じ。)が三百両以上であるもの省エネルギー令第十五条第一項で定める輸送能力の合計をい括貨客輸送事業者」という。)であって、輸送能力の合計(括貨客輸送事業者(第八条第三項において単に「認定管理統「省エネルギー法第百三十四条第二項に規定する認定管理統」

| 佐香巻音| 九|||省エネルギー法第百四十三条第三項に規定する特定航空輸

十~十六 (略)

送量が三千万トンキロ以上であるもの。)であって、貨物輸送事業者に輸送させる貨物の年度の輸係荷主(第八条第七項において単に「管理関係荷主」という五 省エネルギー法第百十三条第二項第二号に規定する管理関

。次号において同じ。)が三百両以上であるものエネルギー令第十五条第一項で定める輸送能力の合計をいう貨客輸送事業者」という。)であって、輸送能力の合計(省貨客輸送事業者(第八条第三項において単に「認定管理統括七 省エネルギー法第百三十条第二項に規定する認定管理統括

両以上であるもの であって、輸送能力の合計が三百客輸送事業者」という。) であって、輸送能力の合計が三百係貨客輸送事業者 (第八条第八項において単に「管理関係貨八 省エネルギー法第百三十条第二項第二号に規定する管理関

会事を全 九 省エネルギー法第百三十九条第三項に規定する特定航空輸

規定するエネルギーをいう。以下同じ。)の使用に伴って発十 二酸化炭素(エネルギー(省エネルギー法第二条第一項に

げるものを行う者であって、 出量に一を乗じて得た量が三千トン以上であるもの 下同じ。)として別 う事業活動 生するものを除く。 に掲げる量を合算する方法により算定される二酸化炭素の って、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同 メタンの排出を伴う事業活動として別表第八の中欄に (国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。 以下この号において同じ。 表第七の中欄 同表の中欄に掲げる事業活動の に掲げるものを行う者であ 表の 排出を伴 が下欄 以

た量が三千トン以上であるものり算定される一酸化二窒素の排出量に二百九十八を乗じて得活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法によ欄に掲げるものを行う者であって、同表の中欄に掲げる事業二、一酸化二窒素の排出を伴う事業活動として別表第九の中二

上であるもの

されるメタンの排出量に二十五を乗じて得た量が三千トン以区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定

-三 第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボンの排出を一三 第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボンの区分に応じる表の下欄に掲げるハイドロフルオロカーボンの区分に応じ同表の下欄に掲げるハイドロフルオロカーボンの区分に応じ同表の下のより事業活動として別表第十の中欄に掲げるものを行う者での計量が三千トン以上であるもの

業活動として別表第十一の中欄

に掲げるものを行う者であ

ボンの排出を伴う

第二条各号に掲げるパーフルオロカー

- 62 -

の規定の適用に係る技術的読替え

項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 適用する場合を含む。 項 出 十条第 化及び非化 量に係る事項に関する部分 (同法第五十二条第 法第三十四条第一 項 石 (同法第五十二条第三項の規定により読み替えて エ ネル 同法第二十八条第)の規定による報告のうち二酸化炭素の ギー 項の規定によりエネルギー 項の規定により読み替えて適用する 0 転換等に関する法律第十六条第 (同法第三十 項 同 法第五十二条第二 条第)又は同 -の使用 項に規定 法第 \mathcal{O} 合

> 計量が三千トン以上であるもの 掲げるパーフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第二 に掲げる量を合算する方法により算定される当該パ ロカーボンの排出量に前条第二十三号から第三十一 十三号から第三十一号までに定める係数を乗じて得た量の て、 同 表 0 中欄に掲げる事業活動 の区分に応じ同 号までに ーフルオ 表の 下欄 合

十五

(の排出を伴う事業活動として別表第十二

十六 三ふっ化窒素の排出を伴う事業活動として別表第十三の より算定される三ふっ化窒素の排出量に 業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法に 中欄に掲げるものを行う者であって、 より算定される六ふっ化硫黄の排出量に二万二千八百を乗じ 業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法に 中欄に掲げるものを行う者であって、 て得た量が三千トン以上であるもの て得た量が三千トン以上であるも 六ふっ化硫黄 同表の中欄に掲げる事 同表の中欄に掲げる事 万七千二百を乗じ

(法の規定の適用に係る技術的読替え)

第八条 条第一 定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部 規定により読み替えて適用する場合を含む。 理化等に関する法律第十六条第一項 分 条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 する場合を含む。 (同法第 項 法第三十四条第一 同 .法第四十八条第二項の規定により読み 九条第 又は同法第三十八条第 |項に規定する認定管理統括事 項の規定によりエネル (同法第四 項 十八条第 ギ (同法第四十八 同法第一 Ì 、替えて適用 0 使 用 十七 の規 項 の 0

表の エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量につい業者」という。)にあっては、当該者に係る部分に限る。)が の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同の適用については、法第三十四条第一項に定めるほか、次の表 おける法第二十六条から第三十三条まで及び第六十四条の規定 ての法第二十六条第一 する認定管理統括事業者(次項において単に「認定管理統括事 下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 項の規定による報告とみなされる場合に

				一項 事項 事項
				事項当該報告に係る
安第二十八十二十八十二十八十二十八十二十八十二十八十二十八十二十八十二十二十二十二	含い。以下司じ。)、 替えて適用する場合を 一項の規定により読み 項(同法第五十二条第	十九号)第十六条第一昭和五十四年法律第四転換等に関する法律(と同じない の使用の合 みなされる 項の規定に	定により第二十六条第第三十四条第一項の規当該報告に係る事項(

替えるものとする。 中欄に掲げる字句は、 四条第一項に定めるほか、 生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一 項において単に「認定管理統括事業者」という。)にあ 十三条まで及び第六十四条の規定の適用については、法第三十 定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三 当該者に係る部分に限る。)がエネルギーの使用に伴って発 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み 次の表の上欄に掲げる規定中同表の 項の規 ては

														項	第二十八条第
														事項	当該報告に係る
する場合を含む。以下により読み替えて選用	四十八条第二項の規定	十七条第一項(同法第	下同じ。)、同法第二	用する場合を含む。以	定により読み替えて適	第四十八条第一項の規	第十六条第一項(同法	四年法律第四十九号)	関する法律(昭和五十	ーの使用の合理化等に	とみなされるエネルギ	一項の規定による報告	定により第二十六条第	第三十四条第一項の規	当該報告に係る事項(

事項)	及び主務省令で定める	に係る事項に限る。))にあっては、当該者	統括事業者」という。	おいて単に「認定管理	理統括事業者(次項に	二項に規定する認定管	項(同法第三十一条第	炭素の排出量に係る事	伴って発生する二酸化	、エネルギーの使用に	による報告については	。以下同じ。)の規定	て適用する場合を含む	の規定により読み替え	同法第五十二条第三項	同法第四十条第一項(む。以下同じ。)又は	えて適用する場合を含
		務省令で定める事項)	事項に限る。)及び主	っては、当該者に係る	業者」という。)にあ	単に「認定管理統括事	事業者(次項において	規定する認定管理統括	法第二十九条第二項に	排出量に係る事項(同	発生する二酸化炭素の	ルギーの使用に伴って	報告については、エネ	同じ。)の規定による	する場合を含む。以下	により読み替えて適用	四十八条第三項の規定	十八条第一項(同法第	一同じ。)又は同法第三
	事項)	事項)		務省令で定め	務省令で定め	項)業者」という。項)※省令で定める事項に限る。事項に限る。本項に限る。事項に限る。本項に限る。事項に限る。本項に限る。事項に限る。本方のでは、当該者本方のでは、当該者本方のでは、当該者本方のでは、当該本方のでは、当該者	(項) (項) (取) (取) (取) (取) (取) (取) (取) (取	(東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京)	(同法第三十一条第) (同法第三十一条第) (同法第三十一条第) (同法第三十一条第) (同法第三十一条第) (同法第三十一条第) (同法第三十一条第) (同法第三十一条第) 規定する認定 (同法第三十一条第) (同法第三十一条第) (同法第三十一条第) (同法第三十一条第) (同法第三十一条第) (同法第三十一条第) (同法第三十一条第) (同法第三十一条第) (同法第三十一条第) (同法第三十一条第) (同法第三十一条第) (同法第三十一条第) (同法第三十一条第) (同法第三十一条第) (同法第三十一条第) (同法第三十一条第) (同法第三十一条第) (同法第三十一条第) (同法第三十一条第) 	主務省令で定める 主務省令で定める 主務省令で定める 主務省令で定める (次項に 主務省令で定める 主務省令で定める 主務省令で定める (次項に 大項に規定する認定管 主務省令で定める (次項に 大項に別定等 (次項に 大項に別定等 (次項に 大項に別定等 (次可に別定等 (次可に別定等	大学生する二酸化 主務省令で定める 主務省令で定める 大塚生する記定管 主務省令で定める 大塚生する記定管 主務省令で定める 大塚生する記定管 主務省令で定める 大塚生する記定管 本で定める 大塚生する記定管 本で定める 大塚生する記定管 本でに、当該者 本でに、当該者 本でに、当該者 本でに、当該者 本で定める 本で定める	大田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	大学生する二般 一大学生する一、当該 一大学生する一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、	大学生する二酸化 一定の排出量に係る事 の排出量に係る事 に規定する認定管理 に規定する認定管理 に規定する認定管理 に規定する認定管理 主務省令で定める 主務省令で定める ・主務省令で定める ・主務省令で定める	一下同じ。)の規定 一下同じ。)の規定 不ルギーの使用に 不ルギーの使用に 不ルギーの使用に 一定を生する二酸化 一定できる事項に限る事 一に規定する認定管 に規定する認定管理 に規定する認定管 に規定する認定管 事業者(次項に 大野二十九名 事項に限る。 事項に関係を含む。 事項に限る。 事項に限る。 事項に限る。 事項に限る。 事項に関係を含む。 事項に限る。 事項に関係を含む。 事質なのは、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	正のは、当該者 主務省令で定める 一定により読み替え 一方の場合を含む 一同じ。)の規定 一方の使用に 一方の使用に 一様生する二酸化 一様生する二酸に 一様生する二酸に 一様出量に係る事 一様生する二酸に 一様出量に係る事 一様出量に係る事 一様生する二酸 一様出量に係る事 一様出量に係る事 一様生する二酸 一様出量に係る事 一様に「認定管 事業者(次項に 一様に「認定管 本のては、当該 本のては、当該 本のでに、当該者 を含で定める 一様は、当該 一様は、当 一様は、当 一様は、当 一様は、当 一様は、当 一様は、当 一様は、当 一様は、当 一様は、当 一様は、当 一様は、一は、一は、一は、一は、一は、一は、一は、一は、一は、一は、一は、一は、一は		第五十二条第三項 により読み替え で定いより読み替え で発生する場合を含む で発生する二酸化 で発生する二酸化 で発生する二酸化 に規定する認定管理 に規定する認定管理 に規定する認定管理 に規定する認定管理 に規定する認定管理 という。 事業者」という。 事業者」という。 事でに、当該者 で定し、当該者 (次項に という。	大八条第一項 (

第二十八条第														
当該報告に系る														
当該報告に系る事項(務省令で定める事項)	事項に限る。)及び主	っては、当該者に係る	定管理統括事業者にあ	排出量に係る事項(認	発生する二酸化炭素の	ルギーの使用に伴って	報告については、エネ	条第一項の規定による	八条第一項又は第四十	十六条第一項、第二十	転換等に関する法律第	非化石エネルギーへの	ーの使用の合理化及び
第二十八条第														
当該報告に														
に系る														
	当该報告こ系の 当该報告こ系の事項(第二十八条第一当该報告	当该報告こ系る「当该報告こ系る事項(第二十八条第一当该報告)のおり、「おおおいます」を持ついている。「おいます」とは、「おいます」とは、「おいます」とは、「おいます」とは、「おいます」とは、「おいます」とは、	当该報告に系る「当该報告に系る事項(第二十八条第一当该報告を経過を持つで定める事項)の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	当该報告 1 第二十八条第一当该報告 事項に限る。)及び主 事項に限る。)及び主	当该報告 10 第二十八条第 当该報告 事項に限る。)及び主 事項に限る。)及び主 定管理統括事業者にあ	当该報告 1 第 1 1 1	当该報告 当该報告 当该報告 2 第項に限る。)及び主 事項に限る。)及び主 務省令で定める事項(認 発生する二酸化炭素の	当该報告 1 第 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 1 2 1 3 1 4 1 4 1 5 1 6 1 6 1 7 1 8 1 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	当该報告 当该報告 当该報告 1 本 1	 	大条第一項又は第四十 大条第一項の規定による 4该報告については、エネ 水ギーの使用に伴って 発生する二酸化炭素の 市項に限る。)及び主 ・	十六条第一項又は第四十 八条第一項の規定による 報告については、エネ ルギーの使用に伴って 発生する二酸化炭素の 定管理統括事業者にあ っては、当該者に係る 事項に限る。)及び主 務省令で定める事項)	大次条第一項又は第四十	非化石エネルギーへの 特別等に関する法律第 大条第一項の規定による 報告については、エネ 本等に関する二酸化炭素の 本質に限る。)及び主 務省令で定める事項(認 本で定める事項(認 本で定める事項) 本でによる 本でによ

略)	2 法第三十四条第一及び非化石エネルギ項、第八十五条第三項、第八十五条第三項、第二十六条第一項の時用に伴ってに、第二十六条から第については、法第二十六条から第に掲げる規定中同表に掲げる規定中同表	
略)	四条第一項の規定によりエネルギーの使工ネルギーへの転換等に関する法律第八化炭素の排出量に係る事項に関する部分にはあっては、当該者に係る部分に限る。に伴って発生する二酸化炭素の排出量にに伴って発生する二酸化炭素の排出量にに伴って発生する二酸化炭素の排出量にに伸って発生する二酸化炭素の排出量にに伸って発生する二酸化炭素の排出量にに伸って発生する二酸化炭素の排出量にに伸って発生する二酸化炭素の排出量にに伸って発生する二酸化炭素の排出量に下れる場合が、法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使字句に読み替えるものとする。	略
(略)	横に掲げる字句に読み替えるものとする。 出第二十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化 法第二十六条がら第三十三条まで及び第六十四条の規定の適用 第二十六条がら第三十三条まで及び第六十四条の規定の適用 第二十六条がら第三十三条まで及び第六十四条の規定の適用 第二十六条から第三十三条まで及び第六十四条の規定の適用 でわいては、法第三十四条第三項又は第八十六条第三項の規定による報告 とみなされる場合における でおける場合における でおける場合における でおけるまで及び第六十四条の規定の でおける場合における では、法第三十四条第一項の規定により では、それぞれ同表の での では、とい での に掲げる字句に読み替えるものとする。	ルギーの使用に伴って 発生する二酸化炭素の 定管理統括事業者にあ っては、当該者に係る 事項に限る。)及び主 務省令で定める事項と し、これらの事項
二項第二十七条第	2 法第三十四条第等に関する法律第二条第三項の規定 保る部分に限る。 保る部分に限る。 保る部分に限る。 保る部分に限る。 などの おい 次 の おい が に 定 めるほか、 次 に な が が か が か が か が か が か が か が か が か が か	
定による報告と前条第一項の規	条第一項の規定によりエネルギスの規定による報告のうち二酸化炭(る。)がエネルギーの使用に供える。)がエネルギーの使用に伴える。)がエネルギーの使用に伴える。)がエネルギーの使用に伴える場合における法第二十六条第一条の規定の適用については、法不の規定の適用については、法不がの表の上欄に掲げる実力においての表の上欄に掲げる字句にができる。	同 条 第 一 項
主務省令で	とする。 とする。 とする。 とする。 とする。 とする。 とする。 とする。 とする。 とする。	の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項(認定管理に係る事項にあっては、当該者に係る事項に加らの事項にある。)及び主務省令で定める事項とし、これらの事項

																					一項	第二十八条第	
																					事項	当該報告に係る	
、当該者に係る事項に	という。)にあっては	認定管理統括事業者」	(次項において単に「	る認定管理統括事業者	十一条第二項に規定す	に係る事項(同法第三	る二酸化炭素の排出量	の使用に伴って発生す	ついては、エネルギー	項の規定による報告に	項又は第八十六条第三	三項、第八十五条第三	十九号)第八十四条第	昭和五十四年法律第四	転換等に関する法律(非化石エネルギーへの	ーの使用の合理化及び	とみなされるエネルギ	一項の規定による報告	定により第二十六条第	第三十四条第一項の規	当該報告に係る事項(
																					一項	第二十八条第	
																					事項	当該報告に係る	守で 主務省
																						る	省

二項第二号	び第二十八 第三号 み 第
事項(当該事項当該報告に係る	事項当該報告に係る
第三十四条第一項の規当該報告に係る事項(で定める事項) 当該報告に係る事項) 当該報告に係る事項) 一項の規定により第二十六条第一項の規定により第二十六条第三項で定める事項(上の使用の合理化及び 十五条第三項の規定による報告 で定める事項(で定める事項(に認定管理統括事業有 にあっては、当該者に で定める事項) で定める事項) をみなされるエネルギーへの 大る報告については、 にあっては、当該者に にあっては、当該者に で定める事項) で定める事項)
二項第二号第二十八条第	び 第 二 項 第 二 十 八 号 及 第 及 第
事項(当該事項当該報告に係る	事 当 項 報 告 に 係 る
第三十四条第一項の規当該報告に係る事項(当該報告に係る事項 (当該報告に係る事項 (記により第二十六条第一項の規定による事項 (記による事項 (記による事項 (記をみなされるエネルギーの使用の付用に係る事項 (認定による報告による事項 (認定による報告による報告による報告による報告による報告による報告による報告による報告

略		
(略)	(略)	
(略)	(略)	一項の規定による報告 とみなされるエネルギーの使用の合理化及び ・
	•	
一 一 項 三 十 二 条 第		
項及び第三項 第二十九条第一 第二十九条第一	同条第一項	
第三十九条第一項及び	前条第一項	定により第二十六条第一項の規定による報告 一項の規定による報告 可の規定による報告 可の規定による報告 で定める事項(認定管理 で定める事項とし、これらの事項 に係る事項とし、これらの事項 で定める事項とし、これらの事項 による事項に に係る事項とし、これらの事項 に係る事項とし、これらの事項 による事項とし、これらの事項

3 限る。 れる場合における法第二十六条から第三十三条まで及び第六十 出量についての法第二十六条第一 認定管理統括貨客輸送事業者にあっては、 よる報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分(適用する場合を含む。 の規定により を含む。 及び非化石エ れぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 条の規定の適用については、 六条第 同 次の 第三 法第百四)がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排 表の 十四四 項 同法第 ネル 上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句 、読み替えて適用する場合を含む。 条第 十条第 (同法第百四十条第三項の ギ 項 百)又は同法第百四十五条第 項 0 + 0) の規定により読み替えて適用する場合 規 転換等に関する法律第百七条第 定によりエネル 条第 法第三十四条第一項に定めるほ 項の規定による報告とみなさ 項 規定により読み替えて 同法第百四 当該者に係る部分に バギー の使用 一項の規定に 一十条第一 同法第百三 0 合理化 は、 一項 項 3

項 当該報告に係る 事 項 とみなされるエネルギ 定により第二十六条第 当該報告に係る事項 第三十四条第一 和五十四年法律第 換等に関する法律 化石エネルギー 項の規定による報告 用の合理化及び 項の

規

項

ては、 業者にあっては、当該者に係る部分に限る。 用する場合を含む。 条第 等に関する法律第百三条第 る規定中同 六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二 使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に 素の排出量に係る事項に関する部分(認定管理統括貨客輸送事 又は同法第百四十一条第 十六条から第三十三条まで及び第六十四条の規定の適用につい 定により読み替えて適用する場合を含む。 十六条第三 る字句に読み替えるものとする。 法第三 項 法第三十四条第一 十 同 一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 表の中欄に掲げる字句は、 兀 法第百1 条 第 項 三十六条第 \hat{O} 項に定めるほ 同法第百三十二条第 規定により 項の規定による報告のうちご 項 二項の規定に (同法第百三 エネル か、 それぞれ同表の 次の ギ ょ ついての法第二十 がエネルギーの 表の -六条第 項 り読み替えて適 同法第百 0 使 上欄に掲げ (同法第百三 用 0 一酸化炭 項の規 合 理 化

当該 事 項 報告に係る とみなされるエ 第三十四条第 当該報告に係る事 定により第二十六条第 年法律第四十 する法律 項の規定による報告 百 使 用の 条第 合理化等に (昭和五十 項 ーネルギ -九号) 項の 同法 項 規

含む。 含む。 含む。 項 客輸送事業者 する二酸化炭素の排出 については、エネルギ は同法第百四十五条第 替えて適用する場合を 同法第百三十六条第 替えて適用する場合を 替えて適用する場合を 十九号) おいて単に「認定管理 定する認定管理統括貨 量に係る事項 三項の規定により読み 同法第百三十 統括貨客輸送事業者 百三十四条第二項に規 ―の使用に伴って発生 一項の規定により読み 項の規定による報告 項の規定により読み (同法第百四十条第 (同法第百四十条第 同法第百四十条第 以下同じ。)又 以下同じ。)、 以下同じ。)、 (次項に (同法第 条第

第百七条第

送事業者(次項におい の使用に伴って発生す 項の規定による報告に 同法第百四十 えて適用する場合を含 項の規定により読み替 同法第百三十六条第三 適用する場合を含む。 規定により読み替えて 第百三十六条第 貨客輸送事業者」とい て単に「認定管理統括 る認定管理統括貨客輸 に係る事項(同法第百 る二酸化炭素の排出量 ついては、 第百三十二条第 て適用する場合を含む 以下同じ。)、 一十条第二項に規定す 規定により読み替え 以下同じ。 第百三十六条第二項 二十七条第 以下同じ。)又は にあっては、当 エネルギー 一条第一 同法第 項 同法 項の 項

																び第三号	二項第一号及	第二十八条第		
																	事項	当該報告に係る		
で定める事項)	、当該者に係る事項に輸送事業者にあっては	項(認定管理統括貨客	炭素の排出量に係る事	伴って発生する二酸化	、エネルギーの使用に	による報告については	四十五条第一項の規定	十六条第一項又は第百	十一条第一項、第百三	百七条第一項、第百三	転換等に関する法律第	非化石エネルギーへの	ーの使用の合理化及び	とみなされるエネルギ	一項の規定による報告	定により第二十六条第	第三十四条第一項の規	当該報告に係る事項(で定める事項)で定める事項に、当該者に係る事項に	という。)にあっては
																び第三号	二項第一号及	第二十八条第		
																	事項	当該報告に係る		
事項)	及び主務省令で定める に係る事項に限る。)	者にあっては、当該者	管理統括貨客輸送事業	出量に係る事項	生する二酸化炭素の排	ギーの使用に伴って発	告については、	第一項の規定による報	一項又は第百四十一条	一項、第百三十二条第	一項、第百二十七条第	関する法律第百三条第	ーの使用の合理化等	とみなされるエネル	一項の規定による報告	定により第二十六条第	第三十四条第一項の規	当該報告に係る事項	。) 及び主務省令で定	該者に係る事項に限る

(略)	(略)	
れらの事項とし、こ		
限る。)及び主務省令		
、当該者に係る事項に		
輸送事業者にあっては		
項(認定管理統括貨客		
炭素の排出量に係る事		
伴って発生する二酸化		
、エネルギーの使用に		
による報告については		
四十五条第一項の規定		
十六条第一項又は第百		
十一条第一項、第百三		
百七条第一項、第百三		
転換等に関する法律第		
非化石エネルギーへの		
ーの使用の合理化及び		
とみなされるエネルギ		
一項の規定による報告		
定により第二十六条第		
第三十四条第一項の規	事項(当該事項	二項第二号
当該報告に係る事項(当該報告に係る	第二十八条第

前条第一項	同条第一項	
項		
事項とし、これらの事		
及び主務省令で定める		
に係る事項に限る。)		
者にあっては、当該者		
管理統括貨客輸送事業		
出量に係る事項(認定		
生する二酸化炭素の排		
ギーの使用に伴って発		
告については、エネル		
第一項の規定による報		
一項又は第百四十一条		
一項、第百三十二条第		
一項、第百二十七条第		
関する法律第百三条第		
ーの使用の合理化等に		
とみなされるエネルギ		
一項の規定による報告		
定により第二十六条第		
第三十四条第一項の規	事項(当該事項	二項第二号
当該報告に係る事項	当該報告に係る	第二十八条第

4 場合を含む。 定の適用については、法第三十四条第一項に定めるほ における法第二十六条から第三十三条まで及び第六十四条の規 がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量につ による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分 0 ての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合 認定管理統括荷主にあっては、 び非化石エネルギー 法第三 表 一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) (同法第百二十三条第一項の規定により読み替えて適用する 0 上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 下 欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 一十四条第 又は同法第百十九条第 項 の規定によりエネルギー の転換等に関する法律第百十五条第 当該者に係る部分に限る。) 項 (同法第百二十三条 0 使用 か、 それぞれ 0 の規定 合理 次の 化 4

項 八条第 事項 当該報告に係る 非化石 とみなされるエネルギ 当該報告に係る事項 昭和五十四年法律第四 転換等に関する法律 定により第二十六条第 条第 第三十四条第一項の -九号) 項の規定による報告 項 使 用 (同法第百二十三 項の規定により 工 第百十五条第 ネルギー の合理化及び \mathcal{O} 規

> 第一項に定めるほか、 該者に係る部分に限る。)がエネルギーの使用に伴って発生す 条第 等に関する法律第百十一条第一 るものとする。 に掲げる字句は、 条まで及び第六十四条の規定の適用については、 よる報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三 る二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一 量に係る事項に関する部分(認定管理統括荷主にあっては、 する場合を含む。)の規定による報告のうち二酸化炭素の排出 定により読み替えて適用する場合を含む。) 法第三十四条第一 項 (同法第百十九条第二項の規定により読み替えて適用 それぞれ同表の下欄に掲げる字句 項 次の表の上欄に掲げる規定中同 \hat{O} 規定により 項 (同法第百 エネ ル ギ 又は同法第百十] 九条第 \mathcal{O} 法第三十四条 使 に 項の規定に 角 最の中 読み替え 0 項の規 合理 欄 当

条第	当該報告に係る	当該報告に係る事項(
	事項	第三十四条第一項の規
		定により第二十六条第
		一項の規定による報告
		とみなされるエネルギ
		ーの使用の合理化等に
		関する法律(昭和五十
		四年法律第四十九号)
		第百十一条第一項(同
		法第百十九条第一項の
		規定により読み替えて
		適用する場合を含む。

項

第二十八条第二号																			
事項当該報告に係る																			
とみなされるエネルギ 一項の規定による報告 定により第二十六条第 東三十四条第一項の規	定める事項)	う。これではいる。当該者に係る事項に限	いう。)にあっては、	認定管理統括荷主」と	(次項において単に「	する認定管理統括荷主	百十七条第二項に規定	量に係る事項(同法第	する二酸化炭素の排出	ーの使用に伴って発生	については、エネルギ	。)の規定による報告	場合を含む。以下同じ	り読み替えて適用する	三条第二項の規定によ	第一項(同法第百二十)又は同法第百十九条	合を含む。以下同じ。	読み替えて適用する場
第二十八条第																			
事項当該報告に係る																			
とみなされるエネルギーでにより第二十六条第一項の規定による報告での規定による報告の規定による報告の規		務省令で定める事項)	事項に限る。)及び主	っては、当該者に係る	荷主」という。)に	て単に「認定管理統括	統括荷主(次項にお	項に規定する認定管理	(同法第百十三条第二	素の排出量に係る事項	一って発生する二酸化炭	エネルギーの使用に伴	よる報告については、	以下同じ。)の規定に	適用する場合を含む。	規定により読み替えて	法第百十九条第二項	第百十五条第一項(同	以下同じ。)又は同法

二項第二十八条第	
事項(当該事項)	
当該報告に係る事項 (第三十四条第一項の規 定により第二十六条第 一項の規定による報告 とみなされるエネルギーへの 非化石エネルギーへの 再十五条第一項又は第 百十五条第一項又は第 による報告による報告	東化石エネルギーへの 下一大人 百十五条第一項又は第 百十五条第一項の規定 による報告については による報告については による報告については で表の排出量に係る事 であっては、当該者に で主務省令で定める事 で主務省令で定める事
二項第二十八条第二十八条第	
- 八条第 事項(当該事項 子順・ 子順・ 子順・ 子順・ 子順・ 子間・ 子 子 一 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子	

第二十八条第 当該報告に係る 当該報告に係る事項(5 法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化	(略) (略)	項とし、これらの事項 で主務省令で定める事項に限る。)及 係る事項に限る。)及 係る事項に限る。)及 で主務省令で定める事 で主務省令で定める事
第二十八条第 当該報告に係る 当該報告に係る事項(1	同条第一項前条第一項	生する二酸化炭素の排生する二酸化炭素の排生する二酸化炭素の排生する二酸化炭素の排生する二酸化炭素の排生する二酸化炭素の排

																								一項
																								事項
省令で定める事項)	量に係る事項及び主務	する二酸化炭素の排出	一の使用に伴って発生	であるもののエネルギ	一)であって特定排出者	関係事業者」という。	項において単に「管理	る管理関係事業者(次	第二項第二号に規定す	ては、同法第三十一条	規定による報告につい	含む。以下同じ。)の	替えて適用する場合を	三項の規定により読み	項(同法第五十二条第	十九号)第四十条第一	昭和五十四年法律第四	転換等に関する法律(非化石エネルギーへの	ーの使用の合理化及び	とみなされるエネルギ	一項の規定による報告	定により第二十六条第	第三十四条第二項の規
																								一項
																								事項
	定める事項)	る事項及び主務省令で	酸化炭素の排出量に係	用に伴って発生する二	もののエネルギーの使	って特定排出者である	業者」という。) であ	いて単に「管理関係事	関係事業者(次項にお	第二号に規定する管理	同法第二十九条第二	よる報告については	以下同じ。)の規定に	適用する場合を含む。	規定により読み替えて	法第四十八条第三項の	第三十八条第一項(同	四年法律第四十九号)	関する法律(昭和五十	一の使用の合理化等に	とみなされるエネル	一項の規定による報告	定により第二十六条第	第三十四条第二項の

び第三年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年
事項事該報告に係る
第三十四条第二項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化及び上ののエネルギーへのおる報告に供って発定による報告に供って発定に関する法律第ののエネルギーの使用の方法律第一項の規定による報告については、でのエネルギーの規定による報告については、とののエネルギーの規定による報告については、でのエネルギーの使用の方法律第一項の規定による報告については、ののエネルギーの使用の方法律第一項の規定による報告については、を当項及び主務省令であるもののエネルギーの使用があるもののエネルギーの使用があるもののエネルギーの使用があるもののエネルギーの使用がある。
び第三年の第三号の日本の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の
事項事務報告に係る
当該報告に係る事項 第三十四条第二項の規 定により第二十六条第 一項の規定による報告 とみなされるエネルギ 上の使用の合理化等に 料出者であって特定 係事業者であって特定 の排出量に係る事項と が主務省令で定める事 で主務省令で定める事項及

(略) (略) (略)	6 法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用のの規定の表の上欄に掲げる字句に読み替えるものとする。であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部場合における法第二十六条第一項の規定による報告とみな場合における法第二十六条から第三十三条まで及び第六場合における法第二十六条から第三十三条まで及び第六場合における法第二十六条から第三十三条まで及び第六次の表の上欄に掲げる実句に読み替えるものとする。それ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)
	に まりエネルギーの使用の合理化に まりエネルギーの使用の合理化 関等に関する法律第八十六条第三 理関係事業者であって特定排出者 の規定による報告とみなされる ら第三十四条第二項に関する部分が当 出量に係る事項に関する部分が当 は まりエネルギーの使用の合理化に まる いって 発生する 二酸化炭素の 排出量 は 関係 事業者であって 特定排出者 関係 事業者であって 特定排出者 関係 事業者であって 特定排出者 は まって 発生する に まって 発生する まって 発生する まって 発生する まって 発生する まって 発生する まって 特定 は で まって が まって おいま に まって は まって まって は まって は まって は まって は まって は まって は まって まって は まって は まって は まって まって は まって まって は まって	(略) (略) (略)
 二 第 項 二	6 法第三十四 関係事業者で	
二項第二十七条第	えて	
	表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に 三十四条第二項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる字句に 第三十三条まで及び第六十四条の規定の適用については、法第 の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条第一項 量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴っ 関係事業者であって特定排出者であるものの二酸化炭素の排出 関係事業者であって特定排出者であるものの二酸化炭素の排出 とみなされる場合における法第二十六条第一項 量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用の合理化 法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化	同条第一項

																					一項	第二十八条第	
																					事項	当該報告に係る	
項)	び主務省令で定める事	の排出量に係る事項及	て発生する二酸化炭素	ネルギーの使用に伴っ	排出者であるもののエ	いう。)であって特定	「管理関係事業者」と	者(次項において単に	規定する管理関係事業	十一条第二項第二号に	については、同法第三	三項の規定による報告	十九号)第八十六条第	昭和五十四年法律第四	転換等に関する法律(非化石エネルギーへの	ーの使用の合理化及び	とみなされるエネルギ	一項の規定による報告	定により第二十六条第	第三十四条第二項の規	当該報告に係る事項(
																					一項	第二十八条第	
																					事項	当該報告に係る	令で ・主務省
		令で定める事項)	に係る事項及び主務省	る二酸化炭素の排出量	の使用に伴って発生す	あるもののエネ	であって特定排出者で	係事業者」という。	において単に「管理関	管理関係事業者	二項第二号に規定する	は、同法第二十九条第	定による報告について	第八十二条第三項の規	四年法律第四十九号)	関する法律(昭和五十	ーの使用の合理化等に	とみなされるエネルギ	一項の規定による報告	定により第二十六条第	第三十四条第二項の規	当該報告に係る事項	

二項第二十八条第	第二十八条第三号及第二十八条第
事項(当該事項	事項当該報告に係る
非化石エネルギーへの 第三十四条第二項の規 定により第二十六条第 一項の規定による報告 とみなされるエネルギ ーの使用の合理化及び	当該報告に係る事項 (第三十四条第二項の規定による報告 とみなされるエネルギーの使用の合理化及び ・管理関係事業者である もののエネルギーへの 間に伴って発生する法律第 ののエネルギーの使 を事項及び主務省である を必める事項)
二項第二十八条第	び第三 二項第二 号 及 ア 発 及 第
二項第二号 事項(当該事項第二十八条第 当該報告に係る	第二十八条第 当該報告に係る

7 場合を含む。 特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関す 及び非化石エネルギ る部分が当該者の 法第三 略 (同法第百二十三条第二項の規定により読み替えて適用する 一十四条第二項)の規定による報告のうち管理関係荷主であって エネ 略 略] ルギー の規定によりエネル の転換等に関する法律第百十九条第 の使用に伴って発生する二酸 らの 用に伴って発生する二 もののエネルギーの使 定める事項とし、これ る事項及び主務省令で 酸化炭素の排出量に係 八十六条第三項の規定 って特定排出者である による報告については 略 略 管理関係事業者であ 事項 デー の使用 の合理化 化炭

7 用 素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使 のうち管理関係荷主であって特定排出者であるものの二酸化炭 定により読み替えて適用する場合を含む。 等に関する法律第百十五条第一 に伴って発生する二酸化炭素の排出量に 法第三十四条第二項 の規定により 項 (同法第百十 エネル)の規定による報告 つい ギ] -九条第1 ての法第二 0 使 用の 一項の規 合理化

第三日本の第二十九条第一項及び	項及び第三項 報告に添えて、 報告に添えて、	一項 項 十二条第
前条第一項	同条第一項	
第三項の規定による報告については、管理関係事業者であるもののエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項とし、これらの事項とし、これらの事項		

転換等に関する法

律第

る。 る。 なれぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとすめるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字第六十四条の規定の適用については、法第三十四条第二項に定みなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで及び素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告と

項 条第 事項 当該報告に係る 第三十四条第二項の当該報告に係る事項 昭和五十四年法律第四 とみなされるエネルギ 定する管理関係荷主(合を含む。以下同じ。 読み替えて適用する場 条第二項の規定により 転換等に関する法律 非化石エネルギー 定により第二十六条第 十九号)第百十九条第 次項において単に 七条第二項第二号に規 ついては、 項の規定による報告 項 の規定による報告に \mathcal{O} 使用の合理化及び (同法第百二十三 同法第百十 \mathcal{O} 規

る字句に読み替えるものとする。 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げは、法第三十四条第二項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる六条から第三十三条まで及び第六十四条の規定の適用について条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十

第二十八条第	当該報告に係る	当該報告に係る事項(
可項	事項	第三十四条第二項の規
		定により第二十六条第
		一項の規定による報告
		とみなされるエネルギ
		ーの使用の合理化等に
		関する法律(昭和五十
		四年法律第四十九号)
		第百十五条第一項(同
		法第百十九条第二項の
		規定により読み替えて
		適用する場合を含む。
		以下同じ。)の規定に
		よる報告については、
		同法第百十三条第二項
		第二号に規定する管理
		関係荷主(次項におい
		て単に「管理関係荷主
		」という。)であって

												フド	_	坯							
												び第三号	二項第一号及	第二十八条第							
													事項	当該報告に係る							
事項及び主務省令で定める事項	化炭素の非出量こ系るに伴って発生する二酸	ののエネルギーの使用	て特定排出者であるも	、管理関係荷主であっ	による報告については	百十九条第一項の規定	転換等に関する法律第	非化石エネルギーへの	ーの使用の合理化及び	とみなされるエネルギ	一項の規定による報告	定により第二十六条第	第三十四条第二項の規	当該報告に係る事項(省令で定める事項)	量に係る事項及び主務	する二酸化炭素の排出	ーの使用に伴って発生	であるもののエネルギ)であって特定排出者	理関係荷主」という。
												び第三号	二項第一号及	第二十八条第							
													事項	当該報告に係る							
) = 7/1/2/2	主務省令で定める事項排出量に係る事項及び	発生する二酸化炭素の	ルギーの使用に伴って	出者であるもののエネ	係荷主であって特定排	告については、管理関	第一項の規定による報	関する法律第百十五条	ーの使用の合理化等に	とみなされるエネルギ	一項の規定による報告	定により第二十六条第	第三十四条第二項の規	当該報告に係る事項(る事項)	項及び主務省令で定め	炭素の排出量に係る事	伴って発生する二酸化	のエネルギーの使用に	特定排出者であるもの

及び非化石エネルギー	8 法第三十四条第二項																		二項第二号	第二十八条第
$ \sim$	\mathcal{O}	(略)																	事項(当該事項	当該報告に係る
の転換等に関する法律第百三十六条第	りエネルギーの使用の合理化	(略)	の事項	める事項とし、これら	事項及び主務省令で定	化炭素の排出量に係る	に伴って発生する二酸	ののエネルギーの使用	て特定排出者であるも	、管理関係荷主であっ	による報告については	百十九条第一項の規定	転換等に関する法律第	非化石エネルギーへの	ーの使用の合理化及び	とみなされるエネルギ	一項の規定による報告	定により第二十六条第	第三十四条第二項の規	当該報告に係る事項(
等に関する法律	8 法第三十四条																		二項第二号	第二十八条第

事項

(当該事項

とみなされるエネルギ

する法律第百十五条 の使用の合理化等に

項の規定による報

定により第二十六条第 第三十四条第二項の規 当該報告に係る事項

項の規定による報告

当該報告に係る

者であって特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る 報告のうち管理関係貨客輸送事業者であって特定排出者である の規定により読み替えて適用する場合を含む。 法第三十四条第二 に関する法律第百三十二条第一 |項の規定により 項 エネル (同法第百三十六条第三項 ギ])の規定による 0 使用の合理化

同 条第

項

前条第

項

場合を含む。)の規定による報告のうち管理関係貨客輸送事業

(同法第百四十条第三項の規定により読み替えて適用する

項

ものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者の

主務省令で定める事項排出量に係る事項及び

これらの事項

発生する二酸化炭素の ルギーの使用に伴って 出者であるもののエネ 係荷主であって特定排

告については、

管理関

るものとする。 るものとする。 ない当該者のエネルギーの使用に伴って発生す事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生する正常に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生す事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生す事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生す

第二十八条第 項 事項 当該報告に係る 当該報告に係る事 読み替えて適用する場 条第三項の規定により 昭和五十四年法律第四 非化石エネルギー とみなされるエネルギ 第三十四条第二項の規当該報告に係る事項(規定する管理関係貨客 十四条第二項第二号に 合を含む。 第 転換等に関する法律 定により第二十六条第 ついては、 -九号) の規定による報告に 項の規定による報告 項 使用の合理化及び (同法第百四十 第百三十六条 以下同じ。 同法第百三

> ての 表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 \mathcal{O} \mathcal{O} おける法第二十六条から第三十三条まで及び第六十四条の規定 工 ネル 適用については、 上欄に掲げる規定中同 法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合に ギー \mathcal{O} 使用に伴って発生する二酸化炭素の 足中同表の中欄に掲げる字句は、法第三十四条第二項に定めるほ 排 それぞれ か、 出 量に 次の表 0 同

第二十八条第

項

事 当 「該報告に係 項 る えて適用する場合を含 項の規定により読み替 とみなされるエネルギ 当該報告に係る事 第三十四条第二項の 定による報告について 定により第二十六条第 一項第一 項の規定による報告 法第百三十六条第三 百三十二条第 年法律第四十九号) する法律 以下同じ。 同法第百三十条第 使 用の合理 一号に規定する 昭)の規 化等に 和五 項 項 規

理関係貨客輸送事業

(次項に

おい

世界の 一項の規定による報告 一項の規定による報告 による報告について は、管理関係貨客輸送 事業者であるもののエネルギーへの がギーの使用の合理化及び がギーの使用の合理化及び がギーの使用の合理化及び がギーの使用に伴って 発生する二酸化炭素の 発生する二酸化炭素の 発生する二酸化炭素の 発生する二酸化炭素の	び第三号 定により第二十六条第二項第一号及 事項 第三十四条第二項の規第二十八条第 当該報告に係る 当該報告に係る事項 (務省令で定める事項)出量に係る事項及び主生する二酸化炭素の排生する二酸化炭素の排) 特定 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学
一項の規定による報告 とみなされるエネルギーの使用の合理化等に とみなされるエネルギーの を第一項の規定による 製係貨客輸送事業者で をあって特定排出者である事項及び主務省令 係る事項及び主務省令 で定める事項)	び第三号 車項 定により第二十六条第二項第一号及 事項 第三十四条第二項の規第二十八条第 当該報告に係る 当該報告に係る事項(定める事項) 定める事項) を必る事項) を必じ主務省令で を必じた。	もののエネルギーの使って特定排出者である業者」という。)であ

別表第七 一項第二号 一十八条第 (第五条 事項 当該報告に係る 第七条関係 略 (当該事項 は、 とみなされるエネルギ 当該報告に係る事項 主務省令で定める事項 排出量に係る事項及び ルギーの使用に伴って 出者であるもののエネ 事業者であって特定排 定による報告について 非化石エネルギーへの 定により第二十六条第 主務省令で定める事項 発生する二酸化炭素の 転換等に関する法律第 第三十四条第二項の 百三十六条第一項の規 略 の使用の合理化及び 項の規定による報告 管理関係貨客輸送 これらの事項 規 別表第七 第二十八条第 一項第二号 (第五条 —第七条関係 事項 当該報告に係る 同 条第 (当該事項 項 係る事項及び主務省令 使用に伴って発生する るもののエネルギー あ 関係貨客輸送事業者で 報告については、 条第一 関する法律第百三十二 とみなされるエネルギ 定により第二十六条第 第三十四条第二項の規 当該報告に係る事 前 れらの事項 で定める事項とし、 二酸化炭素の排出量に 条第 項の規定による報告 って特定排出者であ の使用の合理化等に 項の規定による 項

 $\dot{\mathcal{O}}$

管理

項

六	(路)
料の関する。 おのでは、 ののでは、	(略)
で得られる量を合算し で得られる量を合算し 物ごとに、算定指出 変質で定める廃棄 変形を 変形を 変形を 変形を 変形を 変形を 変形を 変形を	(略)

	_																	
	(削 る)																	
	<u> </u>																	
レ 3 壮 栃 光	П h t	- 1 4 8	z 150	汝	レ	וו	놴	体	Hźn	더	<u> </u>	で	歃	σ	で	坐	体	-
と う 材 物 業 に、以 と 料 令	れる 環境 量	一 乗 物	量数を	産業	して	た	出と	が却って	物の一トン当たり	分に	に、	で表した量をいう。	該廃棄物の量	用涂	定め	令	焼却され、	単 算 完
質しトーオー ーグー	児 (単) (名) (名) (名) (名) (名) (名) (名) (名) (名) (名	かごし	で 算 に	未省合	環境	酸化	しれる	人は個	<u>۱</u>	応じ	試	した	衆物の	述に仕	の る 制	経済	れ、	上期 問
排じ燃棄める	T	こに	足し、但	アで宝	児省合	炭素	1/6	使用に	当た	当該	廃棄	里をい	量	大され	老品の	産業	又	門にお
とに、算定排出量算物燃料(廃棄物を原物燃料(廃棄物を原	環境省令・経済産れる量	に 軽乗物ごとに算定し	る量を算定し、当該 係数を乗じて得られ	済産業省令で定める	として環境省令・経	した二酸化炭素の量	排出されるトンで表	焼却又は使用に伴い	たりの	区分に応じ当該廃棄	当該廃棄物の	、 う。	トン	の用途に供された当	で定める製品の製造	省令・経済産業省令	又は環境	量算定期間において
开 ⊂ V	/生 ~	ハ レl	p外 4 U	』 '상	ル土[里	11	v '	V./	禾	<u>ار ۷</u>	ļ	✓ I	=1	炟	12	児	_

	린다																
_	別 表 第 八																
	第 八																
	第																
	(第五条																
燃 料																	
	七 条																
(廃棄物燃	第七条関係)																
燃																	
次																	
に 掲																	
次に掲げる量を合算し																	
量 を																	
合算																	
し																	
	 別 表																
	別 表 第 八																
_	別表第八(第																
	(第 五																
	(第五条——																
一然料(蔬料)	(第五条——																_
	(第五条——																
一 燃料(廃棄物燃	(第 五																
(廃棄物燃	(第五条——																
(廃棄物燃	(第五条——	算し	, 当 得ら	定め	素の	ンで	該単	友	°	位で	産業	じ	棄物	物燃	使用	本来	
(廃棄物燃	(第五条——	算して得 に算定		定める係	素の量と	ンで表し	該単位当		。) に、		産業省令			物燃料の	使用され	本来の用	定期間に
(廃棄物燃	(第五条——	算して得られ	、当該廃棄物得られる量を	定める係数を	素の量として	ンで表した二に伴い排出さ	該単位当たり		に、	位で表した量	産業省令で定		棄物燃料の区	物燃料の量の	使用された当	本来の用途に	
(廃棄物燃	(第五条——	算して得られる量とに算定した量を	、当該廃棄物燃料得られる量を算定	定める係数を乗じ	素の量として環境	ンで表した二酸化	該単位当たりの使		に、	位で表した量をい	産業省令で定める				使用された当該廃	本来の用途に従っ	定期間においてそ
	(第五条——	算して得られる量とに算定した量を合	、当該廃棄物燃料ご得られる量を算定し	定める係数を乗じて令・経済産業省令で	素の量として環境省	ンで表した二酸化炭に伴い排出されるト	該単位当たりの使用	1.0	\smile	位で表した量をいう	産業省令で定める単	じ、環境省令・経済	棄物燃料の区分に応	物燃料の量(当該廃	使用された当該廃棄	本来の用途に従って	定期間においてその

料を除る 使用 における電気の 使用又は電気炉

て得られる量

器具(以下イにおい 供する施設及び機械 燃料を燃焼の用

済産業省令で定める て「施設等」という)で環境省令・経

ものごとに廃棄物燃

(廃棄物を原材料

とする燃料をいう。

燃料で環境省令・経 ものごとに、算定排 済産業省令で定める 以下同じ。)以外の

料の区分に応じ、環 該燃料の量(当該燃 おいて使用された当 従って当該施設等に 境省令・経済産業省

てその本来の用途に 出量算定期間におい

当たりのギガジュ 該燃料の一当該単位 した量をいう。)に 令で定める単位で表

当該区分に応じ当

における電気の使用又は電気炉 使用

料を除く。 \mathcal{O}

て得られる量

用

応じ、環境省令・経(当該燃料の区分にされた当該燃料の国分に 施設等において使用の用途に従って当該 発熱量として環境省 ガジュールで表した う。)に、当該区分 間においてその本来 当該単位当たりのギ 単位で表した量をい で定めるものごとに 省令・経済産業省令 料以外の燃料で環境 ものごとに廃棄物燃 令・経済産業省令で に応じ当該燃料の一 済産業省令で定める 済産業省令で定める 算定排出量算定期 で環境省令・経

器具(以下イにおい て「施設等」という 供する施設及び機 燃料を燃焼の

- 94 -

当該施設等ごとに算 当該燃料ごとに算定 得られる量 られる量を算定し、 られる量を算定し、 める係数を乗じて得 熱に伴い排出される 量に、当該区分に応 数を乗じて得られる 定した量を合算して した量を合算して得 の量として環境省令 ジュール当たりの発 じ当該燃料の一ギガ 産業省令で定める係 ルで表した発熱量 トンで表したメタン して環境省令・経済 経済産業省令で定

用された電気の量(間における電気炉(環境省令・経済産業環境省令・経済産業

キロワット時で表し

口

口

(略)

の一ギガジュール 区分に応じ当該燃料 ごとに算定した量を 算して得られる量を 乗じて得られる量を 省令で定める係数を 得られる量に、 定める係数を乗じて 合算して得られる量 算定し、 とに算定した量を合 算定し、当該燃料ご 環境省令・経済産業 たメタンの量として 出されるトンで表し たりの発熱に伴い排 当該施設等 当

(略)									
(略)									
(略)									
m/4									
(略)									
略) (略)									
	れる	る係		量と	ンで	に伴	ット	当該	
(略)	れる量	る係数を乗じ	経済産業省会	量として環境	ンで表したメ	に伴い排出さ	ツト時当たり	当該電気の一	た量をいう。
(略)	れる量	る係数を乗じて得ら	経済産業省令で定め	量として環境省令・	ンで表したメタンの	に伴い排出されるト	ット時当たりの使用	当該電気の一キロワ	た量をいう。)に、

二百五十二号)(第十二条関係) 〇武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令(平成十五年政令第

ロ〜ヌ (略)	ロ〜ヌ (略)
	限る。)
益を著しく阻害すると認められるものに限る。)	いことが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに
に規定する発電事業が円滑に実施されないことが公共の利	営む同項第十四号に規定する発電事業が円滑に実施されな
発電の方法その他の事情からみて、その営む同項第十四号	の合計、発電又は放電の方法その他の事情からみて、その
八号に規定する電気工作物をいう。)に係る出力の合計、	号ロに規定する発電等用電気工作物をいう。)に係る出力
者(その事業の用に供する発電用の電気工作物(同項第十	者(その事業の用に供する発電等用電気工作物(同項第五
規定する送電事業者及び同項第十五号に規定する発電事業	規定する送電事業者及び同項第十五号に規定する発電事業
一項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号に	一項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号に
しく阻害すると認められるものに限る。)、同法第二条第	しく阻害すると認められるものに限る。)、同法第二条第
小売電気事業が円滑に実施されないことが公共の利益を著	小売電気事業が円滑に実施されないことが公共の利益を著
情からみて、その営む同法第二条第一項第二号に規定する	情からみて、その営む同法第二条第一項第二号に規定する
一項に規定する小売供給契約に係る件数、内容その他の事	一項に規定する小売供給契約に係る件数、内容その他の事
項第三号に規定する小売電気事業者(同法第二条の十三第	項第三号に規定する小売電気事業者(同法第二条の十三第
イ 電気事業法 (昭和三十九年法律第百七十号) 第二条第一	イ 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一
するもの	するもの
三十七 次に掲げる事業者のうち内閣総理大臣が指定して公示	三十七 次に掲げる事業者のうち内閣総理大臣が指定して公示
一~三十六 (略)	一~三十六 (略)
業を営む法人は、次のとおりとする。	業を営む法人は、次のとおりとする。
第三条 法第二条第七号の政令で定める公共的機関及び公益的事	第三条 法第二条第七号の政令で定める公共的機関及び公益的事
(指定公共機関)	(指定公共機関)
現行	改 正 案

○新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平	
成二十五年政令第百二十二号)	
(第十二条関係)	
(傍線部分は改正部分)	

チ〜ヨ (略) 限る。)	いことが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに営む同項第十四号に規定する発電事業が円滑に実施されな	の合計、発電又は放電の方法その他の事情からみて、その号口に規定する発電等用電気工作物をいう。)に係る出力		一項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号にしく阻害すると認められるものに限る。)、同法第二条第	売電気事業	情からみて、その営む司法第二条第一項第二号に規定する一項に規定する小売供給契約に係る件数、内容その他の事	項第三号に規定する小売電気事業者(同法第二条の十三第ト)電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一	イ~ (略)	コン 二十 次に掲げる法人のうち内閣総理大臣が指定して公示する一〜十九 (略)	業を営む法人は、次のとおりとする。第三条(法第二条第七号の政令で定める公共的機関及び公益的事(指定公共機関)	改正案
チ〜ヨ (略)	益を著しく阻害すると認められるものに限る。)に規定する発電事業が円滑に実施されないことが公共の利	発電の方法その他の事情からみて、その営む同項第十四号八号に規定する電気工作物をいう。)に係る出力の合計	, 엙끕	一項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号にしく阻害すると認められるものに限る。)、同法第二条第	売電気事業が円滑に実施されないことが公	青からみて、その営む司法第二条第一項第二号に規定する一項に規定する小売供給契約に係る件数、内容その他の事	項第三号に規定する小売電気事業者(同法第二条の十三第ト)電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一		コウ 二十 次に掲げる法人のうち内閣総理大臣が指定して公示する一〜十九 (略)	業を営む法人は、次のとおりとする。第三条 法第二条第七号の政令で定める公共的機関及び公益的事(指定公共機関)	現行

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号)(第十三条関係)

改正案	現
(生活関連等施設)	(生活関連等施設)
第二十七条 法第百二条第一項の政令で定める施設は、次のとお	第二十七条 法第百二条第一項の政令で定める施設は、次のとお
りとする。	りとする。
一 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項	一 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項
第十七号の電気事業者がその事業の用に供する発電用若しく	第十七号の電気事業者がその事業の用に供する発電所(最大
は蓄電用の施設(最大出力五万キロワット以上のものに限る	出力五万キロワット以上のものに限る。)又は変電所(使用
。)又は変電所(使用電圧十万ボルト以上のものに限る。)	電圧十万ボルト以上のものに限る。)
二~十 (略)	二~十 (略)

8 • + 9 -

○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令(平成二十年政令第三百十四号) (第十五条関係)

(傍線部分は改正部分)

			別	
七	11+11	+ - 5	表第二(
(略)	機構金属鉱物資源	(略)	別表第二 (第七条の二関係)	
略)	第二十二号	(略))	改正
(略)	技術的援助 がる者に対する出第一項第一号に掲	(略)		案
七		+	別表第二(第七条	
(略)	機構金属鉱物資源・	(略)	(第七条の二関係)	現
(略)	第一九十四年法律のでは、一九十四年法律のでは、一九十四年、一年のでは、日本のでは、日本のは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本	(略)	<u>(</u>	行
(略)	技術的援助 第一項第一号に掲 第一項第一号に掲	(略)		

七~九(略)	る建築物に関するエネルギーの使用の合理化に関すること。等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)の規定によ六 エネルギーの使用の合理化及ひ非化石エネルギーへの転換	一〜五 (略) 掌する。 第百二十一条の二 参事官は、命を受けて、次に掲ける事務を分	改正案
七~九 (略)	使用の合理化に関すること。 法律第四十九号)の規定による建築物に関するエネルギーの 六 エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十匹年	一〜五 (略)	現 行 () 行 () 行 ()

薬事分科会	名称	表の下欄に掲げるとおの分科会の所掌事務は第六条 審議会に、次の	(所掌事務)	
(略)	所掌	りとする。、審議会の所表の上欄に掲	にに特 井 伴 十 台 る 規 「	改正案
	審 務	掌事務のうち、それぞれ同げる分科会を置き、これら	「審議会」という。)は、「審議会」という。)は、合理化及び非化石エネルギ合理化及び非化石エネルギー四年法律第四十九号)、十四年法律第四十九号)、中庭化学物質の環境への排に関する法律(昭和四十八年法律に関する法律(平成三年法律第四十八年法律の規定に基づきその権限に係る資源循環の促進等にに係る資源循環の促進等に係る資源循環の促進等によびきる法律(平成十二年、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、	
薬事分科会	名称	表の下欄に掲げるとおりの分科会の所掌事務は、第六条 審議会に、次の事	(所掌事務) 『生労働省設置法第十 『生労働省設置法第十 物質の審査及び製造等 物質の審査及び製造等 物質の審査及び製造等 の法律(平成三年法律 及び再商品化の促進等 及び再商品化の促進等 及び再商品化の促進等 人で係る資源循環の での規定に基づき。	
一 (略)	所掌	げるとおりとする。 掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それに、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、	生審議会(以下 ・ 大一条第一項に ・ 大一条第一項 ・ 大一条第一項 ・ 大一の使用の ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で	現行
	務	(利会を置き、これら	(以下「審議会」という。)は、 項に規定するもののほか、化学 資源の有効な利用の促進に関す 登源の有効な利用の促進に関す 登海の有効な利用の促進に関す 法律(平成七年法律第百十二号 法律(平成七年法律第百十二号 法律(平成七年法律第百十二号 は、容器包装に係る分別収集 の大きのでで理の改善の は、化学 に関する法律(ののほか、化学 で、では、 で、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	

2		
2~6 (略)	(略)	
	(略)	二 化学物質の審査及び製造等の規制 に関する法律、エネルギーの使用の
2		
2~6 (略)	(略)	
	(略)	二 化学物質の審査及び製造等に関する法律、エネルギーのに関する法律、エネルギーの建等に関する法律、資源合理化等に関する法律、資源をの促進に関する法律、資源で、の排出量の把握等及び、環境への排出量の把握等及び、環境への排出量の把握等及び、でいる法律の規定に基づき審議する法律の規定に基づき審議する法律の規定に基づき審議と。

たばこ事業等分科	(略)	名称	表の下欄に掲げるとおりとする。の分科会の所掌事務は、審議会に第六条 審議会に、次の表の上欄に	三・四 (略)	(所掌事務) (所掌事務) (所掌事務) (所掌事務) (所掌事務) (
(略)	(略)	所 掌 事 務	表の下欄に掲げるとおりとする。の分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同六条(審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これら(分科会)	9765	四項及び第百二十条第四項の規定に基づきその権限に属させ 一 (略) 一 (本) 一 (本)	改正案
たばこ事業等分科	(略)	名称	表の下欄に掲げるとおりとする。の分科会の所掌事務は、審議会の第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	三・四 (略)	(所掌事務) 第一条 財政制度等審 第一条 財政制度等審 者設置法第七条第一 一 (略) 二 エネルギーの使 法律第四十九号) 法律第四十九号) 法律第四十九号)	
(略)	(略)	所 掌 事 務	表の下欄に掲げるとおりとする。の分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これら(分科会)		定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。 一条 財政制度等審議会(以下「審議会」という。)は、財務 一部 (略) 一(略) 一(略) 一(略) 一(略) 一(略) 一(略) 一(略) 一(本)	現行

酒類分科会	(略)	名称	表の下欄に掲げるとおりとする。第六条 審議会に、次の表の上欄にの分科会の所掌事務は、審議会の第六条 審議会の	(所掌事務) (所述事務) (
(略)	(略)	所 掌 事 務	おりとする。 おりとする。 の表の上欄に掲げる分科会を置き、これら	理する。 現の大学の規定に基づきその権限に属させられた事項を処条の七第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処別の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和の合理を表)第二十五条第三項(所掌事務)	改正案
酒類分科会	(略)	名称	表の下欄に掲げるとおりとする。の分科会の所掌事務は、審議会に第六条 審議会に、次の表の上欄に分科会)	(所掌事務) (所掌事務) (所掌事務) (所掌事務) (所掌事務) (所掌事務) (所掌事務) (所掌事務) (所掌事務) (所掌事務) (所掌事務) (所掌事務) (所掌事務) (所掌事務) (所掌事務)	
(略)	(略)	所 掌 事 務	おりとする。 は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同の表の上欄に掲げる分科会を置き、これら	(所掌事務) (所掌事務)	現 行

第八条 2 • 3 2 5 7 (議事) 委員及び臨時委員は、 略 略 略 条第四 れた事 定に基づき審議会の権限に属させ に関する法律第七条の七第三項の 係る分別収集及び再商品 第二十五条第三項並びに容器包装に 五. の有効な利用の促進に関する法 項 エ 税通 第十七条第五項、 エネル ネ 項を処理すること。 項 ル 則法の規定により審議会の 及び 匹 ギ 第 1 \mathcal{O} 条第五項、 百二十条第四 使 0 用 転換等に関する 0 第 合 化の促進 玾 第百十 一十九条第 化 項 及 び 規 律 非 権 限 2 •

進等に関する法律第七条の七第三項装に係る分別収集及び再商品化の促

られた事項を処理すること。

規定に基づき審議会の権限に属さ

法律第二十五条第三項並びに容器包

資源の有効な利用の促進に関する

条第五項、

第三十九条第五

項、 第 化

第百 項

する法律第十七条第五項、

ーネル

ギー

0

使用

 \mathcal{O}

合理

十二条第三項及び第百十六条第三

第八条 事

4 より審議会の権限に属させられた命令に関する事項のうち、 及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三 第十七条第五 る法律の規定並びにエネル に関する法律第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集 十二条第三項及び第百十六条第三項、 .属させられた事項並びに酒税の保全及び酒類業組合等に関 委員及び臨時委員 利害に関 (略 項、 係する事項についての審議 第二 は、 ギー |税通則法の規定により審議会の 条第五項 の使用 資源 第三 \mathcal{O} 合理 十九条第五 0 加 有効な利用の促進 化 等に することができ 一項の規定に 関する法律 項 第百 権 自

並びに

項

法律第七条の七第三項の規定により審議会の権限に属させら

密器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する 資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項

命令に関する事項のうち、

自

己

 $\overline{\mathcal{O}}$

利害に関係する事項に

こうい

五項、

第四十

項

第百十六条第四項及び第百二十条第

ギー

0 転

換等に関 条第五

する法律第十七条第五項、

第

一十九条第

律の

規定並びに

. エネ

ル

ギ

]

 \mathcal{O}

使用の合理化及び非化石エネ

属させられた事項並

びに酒税の保全及び酒類業組合等に関

す

- 110 -

効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二	び第百二十条第四項、資源の有効な利用の促進に関する法律(
条第五項、第百十二条第三項及び第百十六条第三項、資源の有	、第二十九条第五項、第四十一条第五項、第百十六条第四項及
律第四十九号)第十七条第五項、第二十八条第五項、第三十九	に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第十七条第五項
、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法	、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等
)は、食料・農業・農村基本法第四十条に規定するもののほか)は、食料・農業・農村基本法第四十条に規定するもののほか
第一条 食料・農業・農村政策審議会(以下「審議会」という。	第一条 食料・農業・農村政策審議会(以下「審議会」という。
(所掌事務)	(所掌事務)
現行	改正案
) (第十七条関係) (傍線部分は改正部分)	○食料・農業・農村政策審議会令(平成十二年政令第二百八十九号)

定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。 三年法律第六十号)第三十条第四項及び第四十六条第五項の びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 に関する法律 十五条第三項、 十号)第三十条第四項及び第四十六条第五項の規ックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和(平成七年法律第百十二号)第七条の七第三項並 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等 二有九法か

環の促進等に関する法律

四項及び第四十六条第五項の規定に基づきその権限に属させら

れた事項を処理する。

分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 平成三年法律第四十八号)第二十五条第三項、

1、平成七年法律第二、容器包装に係る

百十二号)第七条の七第三項並びにプラスチックに係る資源循

(令和三年法律第六十号) 第三十条第

基本政策分科会	A 称 所 掌 事 務	表の下欄に掲げるとおりとする。の分科会の所掌事務は、調査会の所掌事務のうち、それぞれ同第六条 調査会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これら(分科会)	の権限に属させられた事項を処理する。 「大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	改 正 案
基本政策分科	名	—————————————————————————————————————	第 第	
会 三 三 一	称	る事 、 と務次	の使者源	現行
・二 (略) ・二 (略) ・二 (略)	事 務	おりとする。は、調査会の所掌事務のうち、それぞれ同の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの表の上欄に掲げる分科会を置き、これら	規定に基づきその権限に属させられた事項を処用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律設置法第十九条第一項に規定するもののほか、エネルギー調査会(以下「調査会」という。)	

2		
2~6 (略)	(略)	省エネルギー分科会
	(略)	属させられた事項を処理すること。とされた事項を処理すること。とは、上、エネルギーへの転換等に関する一 (略)
2		
2~6 (略)	(略)	省エネルギー分科会
	(略)	と。

交通体系分科会	名称	表の下欄に掲げるとおりとする。の分科会の所掌事務は、審議会の第二の表の上欄にのの表の上欄にのの表の上欄にののをできません。	(所掌事務)	
法律第百八条第四項、第百十六条第二 交通政策基本法(平成二十五年法二 交通政策基本法(平成二十五年法一 の・	所 掌 事 務	おりとする。	世られた事項を処理する。 せられた事項を処理する。 は、国土交通事件四条第一項に規定するもののほか、陸上交通事件四条第一項に規定するもののほか、陸上交通事策審議会(以下「審議会」という。)は、国土交	改正案
交通体系分科会	名称	表の下欄に掲げるとおり第六条 審議会に、次のま第分条 審議会に、次のま	理する。 (所掌事務) (所掌事務) (所掌事務)	
条第三項、第百十六条第三項、第百十二 (略) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	所 掌 事 務		の規定に基づきその権限に属させられた事項を処係る資源循環の促進等に関する法律(令和三年法する法律(昭和五十四年法律第四十九号)及びプ和十三年法律第七十一号)、エネルギーの使用の十四条第一項に規定するもののほか、陸上交通事策審議会(以下「審議会」という。)は、国土交	現行

	2~6 (略)		2~6 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)
一 (略) 二 エネルギーの使用の合理化等に関 三項の規定に基づき審議会の権限に 四十六条第三項及び第百四十八条第 四十六条第三項及び第百四十八条第 四十六条第三項及び第百四十八条第	技術分科会	一 (略) 一 (本の転換等に関する法律第十七条第五項、第二十九条第五項、第三十九条第五項、第三十九条第五項、第三十九条第一項の時間の合理化及び非人。 一 (本の) 一 (本の	技術分科会
理すること。 理すること。 理すること。 理すること。		四項、第百二十条第四項、第百三十四項、第百二十条第四項並びに陸上交び第百四十六条第四項並びに陸上交の権限に属させられた事項を処理すること。	

○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令(令和三年政令第百三十七号)(附則第三項関係) (傍線部分は改正部分)

改正案	現
(地方債の対象となる施設等で政令で定めるもの)	(地方債の対象となる施設等で政令で定めるもの)
第七条 (略)	第七条 (略)
2~4 (略)	2~4 (略)
5 法第十四条第一項第二十三号の政令で定める施設は、次に掲	5 法第十四条第一項第二十三号の政令で定める施設は、次に掲
げるもののうち公用又は公共用に供するもの(地方財政法施行	げるもののうち公用又は公共用に供するもの(地方財政法施行
令第四十六条第四号及び第五号に掲げる事業を行う公営企業に	令第四十六条第四号及び第五号に掲げる事業を行う公営企業に
係るものを除く。)とする。	係るものを除く。)とする。
一~六 (略)	一~六 (略)
七 バイオマス (エネルギー供給事業者によるエネルギー源の	七 バイオマス (エネルギー供給事業者による非化石エネルギ
環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に	- 源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関
関する法律施行令(平成二十一年政令第二百二十二号)第四	する法律施行令(平成二十一年政令第二百二十二号)第四条
条第七号に規定するバイオマスをいう。以下この号及び次号	第七号に規定するバイオマスをいう。以下この号及び次号に
において同じ。) 又はバイオマスを原材料とする燃料を熱源	おいて同じ。) 又はバイオマスを原材料とする燃料を熱源と
とする熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための	する熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施
施設又は設備	設又は設備
八 (略)	八 (略)
6 (略)	6 (略)